

史跡鷲ノ木遺跡整備基本計画



令和4年3月

北海道茅部郡森町教育委員会

序

鷲ノ木遺跡は縄文時代後期前葉の大規模な環状列石と「竪穴墓」を中心とした遺跡です。

平成15年北海道縦貫自動車道函館名寄線（七飯～長万部間）建設に伴う埋蔵文化財発掘調査により発見された環状列石等は、平成17年2月に現状保存が決定し、平成18年1月に国指定史跡となりました。現状保存が決まった際に道路は史跡の地下をトンネルで通過させるという設計変更がなされ、平成23年11月に道路は共用を開始しました。

森町教育委員会は、平成18年度から平成22年度まで遺跡の保存整備に向けて遺跡範囲・内容確認を目的とした調査を行い、平成24年9月80,136.37㎡の追加指定を受けました。その後も遺跡の性格や内容を確認するための調査を継続し、平成28年度までの調査成果をまとめた総括報告書を刊行し、この成果をもとに平成29年度に史跡鷲ノ木遺跡保存管理計画を策定しました。

本整備基本計画は、この保存管理計画にもとづき、将来にわたる史跡整備の計画を示し、整備の実現を目指すためのものです。

本計画の策定にあたり、ご指導・ご協力下さいました東日本高速道路株式会社、文化庁、北海道教育委員会、森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員の皆様をはじめとする関係各位・機関に深く感謝を申し上げますとともに、今後の史跡整備事業及び保存・活用についても、一層のご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年3月

森町教育委員会

教育長 増川 正志

例 言

- 1 本計画は北海道茅部郡森町字鷺ノ木町に所在する史跡鷺ノ木遺跡の整備基本計画書である。
- 2 本計画は、令和2・3年度国庫補助事業「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」の採択を受けて策定した。
- 3 本計画は、令和2・3年度に、森町教育委員会（社会教育課）が森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会での審議結果を踏まえ、東日本高速道路株式会社北海道支社、文化庁、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導と助言を受けて策定した。
- 4 本計画の第5章第2節の環状列石詳細地形図の作成は神田測量に委託し、本計画策定に係る支援及び第6章の鳥瞰図の作成は(株)シン技術コンサルに委託した。
- 5 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会の構成及び設置条例は、「第1章3委員会の設置」に記載した。
- 6 本計画は、整備事業が長期に及ぶため、整備の実施時点の状況に応じて適宜見直しを行なうものとする。

目 次

序

例言

目次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
1	計画策定の経緯	1
2	計画の目的	1
3	委員会の設置	2
4	関連計画との関係	4
第2章	計画地の現状	5
1	自然的環境	5
	(1) 位置	5
	(2) 地形と地質	6
	(3) 気象	7
	(4) 動植物	8
2	歴史的環境	8
	(1) 町内の埋蔵文化財包蔵地	8
	(2) 町の歴史	14
	(3) 指定・登録文化財	15
3	社会的環境	16
	(1) 人口	16
	(2) 産業	16
	(3) 交通	16
	(4) 地域資源	17
	(5) 法的規制	17
	(6) 高速道路	19
第3章	史跡の概要および現状と課題	20
1	史跡指定の状況	20
	(1) 史跡指定	20
	(2) 史跡追加指定	23
2	史跡の概要	26
	(1) 史跡の価値	26
	(2) 史跡の構成要素	30
	(3) 保存の現状と課題	37
	(4) 活用の現状と課題	40
	(5) 整備の現状と課題	42
3	史跡等の公開活用のための諸条件の把握	43

4	広域関連整備計画	4 4
第4章	基本方針	4 5
1	基本理念	4 5
2	基本方針	4 5
第5章	整備基本計画	4 7
1	全体計画及び地区区分計画	4 7
(1)	地区区分計画	4 7
(2)	全体計画	4 8
2	遺構保存に関する計画	4 9
(1)	遺構の被覆	4 9
(2)	環状列石を構成する石の保存	5 0
(3)	地下遺構	5 0
3	修復に関する計画	5 1
4	動線計画	5 2
(1)	当初指定地区の公開部分までの動線	5 2
(2)	当初指定地区の動線	5 7
5	地形造成に関する計画	5 7
6	遺構の表現に関する計画	5 8
(1)	環状列石	5 8
(2)	「竪穴墓」	5 8
7	修景および植栽に関する計画	5 8
(1)	伐採	5 8
(2)	植栽等	5 8
8	案内・解説施設に関する計画	5 9
(1)	サイン・解説板等	5 9
(2)	案内人配置等	5 9
9	管理施設および便益施設に関する計画	5 9
(1)	管理施設	5 9
(2)	便益施設	6 0
10	公開・活用およびそのための施設に関する計画	6 0
11	周辺地域の環境保全に関する計画	6 1
(1)	環境保全目標の明確化	6 1
(2)	環境保全のための体制整備	6 1
(3)	高速道路交通の影響軽減	6 1
12	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	6 2
(1)	町の文化財等との関連	6 2
(2)	隣接地域の文化財等との関連	6 2

13	整備事業に必要となる調査等に関する計画	6 2
	(1) 遺跡・遺構調査	6 2
	(2) 環境調査等	6 3
14	公開・活用に関する計画	6 4
	(1) 公開範囲	6 4
	(2) 公開期間	6 4
	(3) 管理・案内体制の整備	6 5
15	管理・運営に関する計画	6 5
	(1) 管理団体の責務	6 5
	(2) 関係者との協調	6 5
16	事業計画	6 6
第6章	完成予想図	6 9
	引用・参考文献	7 0

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

平成15年(2003年)、北海道縦貫自動車道(以下「高速道路」という。)予定地内の鷲ノ木5遺跡(当時)で埋蔵文化財の発掘調査を実施していた森町教育委員会(以下「町教委」という。)は、完全な形で残る環状列石を中心とした縄文時代の遺跡を発見した。既に高速道路の用地確定を終え路線変更は現実的に困難であったが、日本道路公団(当時)が工法変更を決断したことにより、平成17年(2005年)5月、日本道路公団、北海道教育委員会及び森町は遺跡の現状保存にかかる覚書を交わした。

この覚書を踏まえて森町長は文部科学大臣に史跡指定申請を行い、平成18年(2006年)1月26日に環状列石と「堅穴墓」(これまで森町の報告書等では「堅穴墓域」の名称を使用していたが、本計画では第3章第1節に掲載した文化庁の「史跡指定解説文」にある「堅穴墓」の名称を用いる。ただし、名称に関しては学会などにおいても様々な意見もあることから、当面は「」(かぎ括弧)表記とする。なお引用文中のものは変更しない。)を含む2,720.50㎡の範囲が「鷲ノ木遺跡」の名称で史跡に指定され、同年3月10日に史跡管理団体として森町が指定を受けた。以後町教委は5年にわたり遺跡の範囲確認調査を実施したうえ、遺跡の広がりが見らなくなった範囲の追加指定を平成24年(2012年)に意見具申し、同年9月19日に面積80,136.37㎡が追加指定された。

追加指定地域の大半は民有地であったため、森町は土地の公有化を進め、平成27年(2015年)に指定地域内にある全民有地78,431㎡を取得し、主体的な管理を実現した。一方当初の史跡指定地域は高速道路の道路区域内にあり、平成23年(2011年)10月の道路の供用開始以降は森町長が道路占用許可を受けて管理を行っている。このように土地の所有・管理のあり方に一定の区切りがなされたので、平成30年(2018年)3月、町教委は史跡鷲ノ木遺跡保存管理計画を策定し、史跡の本質的な価値を確認したうえで保存管理の原則を明確にし、整備と活用の必要性について基本的な認識を示した。このような認識を踏まえ、将来にわたる史跡整備の基本となる計画を検討し、整備を実現していく必要がある。

2 計画の目的

上記のとおり、鷲ノ木遺跡は高速道路と重複した部分の重要性が認められ、基幹交通整備と文化財保護の間で困難な調整が図られたことを契機に史跡として指定された。保存管理計画ではここに建設費の増大や公有化経費など少なからぬ公的負担が伴ったことを指摘し、道路管理者との間で確認された史跡公園等としての整備を通じて、保存の成果を国民に還元していく必要があることを確認した。また、同じく保存管理計画の中で、高速道路との関係がこの史跡の保護に特殊

な条件を与え、そのため本質的価値の保全と史跡の活用に関して積極的な現地整備と公開の推進がより重要となるとの予測を示した。

しかし同時に、史跡の価値を構成する遺跡の大部分が厚い火山灰に覆われている一方、露出した遺構は軟質の土壌中に形成されているため、風雨の影響を強く受けること、また指定地域が広大で、その植生の管理に多くの労力を伴うこと、さらに市街から離れた山間にあるなどの条件も重なり、本史跡の整備はさまざまな課題があり、それらを適切に解決しつつ、慎重かつ計画的段階的に実現していかざるを得ない側面がある。

本計画は、そうした遺跡保存の経緯に由来する早期の公開・活用の要請と、本質的価値の保全の目的に沿った堅実な整備の必要性とを両立させることを目的として、当面今後5年程度の間必要となる取組の内容、順序及び期間等について示し、具体的な整備の計画・実施の指針とすることを目標として策定するものである。

3 委員会の設置

整備計画の適切な策定を図るため、考古学、保存科学、植生、史跡整備等に係る学識経験者等からなる「森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会」（以下、「整備委員会」とする。）を設置し、指導、助言を受け計画策定を行った。

【条例】

○森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例

令和2年3月16日

条例第12号

（設置）

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により

指定された史跡鷺ノ木遺跡を整備し、適切に保存及び活用を行うため、森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行うものとする。

- (1) 史跡の整備計画及び整備に関すること。
- (2) 史跡の保存及び管理に関すること。
- (3) 史跡の活用に関すること。

（組織）

第3条 委員会は10人以内で組織し、専門的知識・見識を有する者の中から、森町教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選した者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、森町教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する

【委員】(※敬称略、所属は令和3(2021)年3月時)

長沼 孝 北海道埋蔵文化財センター理事長(考古学)

小杉 康 北海道大学大学院文学研究院教授(考古学)

石崎 武志 東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長(保存科学)

吉田 恵介 札幌市立大学デザイン学部名誉教授(造園学)

中村 太士 北海道大学大学院農学研究院教授(森林学)

【オブザーバー】

東日本高速道路株式会社北海道支社(室蘭管理事務所)

文化庁

北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

【事務局】

森町教育委員会

教育長 増川 正志

社会教育課長 宮崎 弘光(令和2年度)、須藤 智裕(令和3年度)

社会教育課文化財保護係長 高橋 毅

社会教育課文化財保護係主事 片山 弘喜

【森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員会 審議経過】

会議	開催日	主な審議内容
第1回	令和2年10月1・2日	整備基本計画構成案について、現地視察
第2回	令和3年3月17日	整備基本計画案（第1章～第5章第1節）について
第3回	令和3年10月29日	整備基本計画案（主に第5章）について
第4回	令和4年3月16日	整備基本計画案（全体）について

4 関連計画との関係

森町では、旧森町と旧砂原町が合併し、新「森町」となった平成17（2005）年度に新たなまちづくりを進めていくため「第1次森町総合開発振興計画」を策定した。その後、社会情勢の変化に対応し、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため平成29年に「第2次森町総合開発振興計画」を策定した。この計画の期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度を計画期間とし、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されている。

「基本構想」では、町がめざす姿として、第1次の計画で定めた「みんなで創ろう海と緑の理想郷」を継承し『みんなで創ろう海と緑の理想郷 もりまち ～こころふれあう はつらつとした爽やかなまち～』との将来像を示している。この将来像を実現するために示された6つのまちづくり方針の1に「豊かな心と健やかな体をはぐくむ生涯学習のまちづくり」が定められ、「歴史ある文化の継承と活用を図り、本町に根差した文化を創造」していくことが記載されている。

「基本計画」では、6つのまちづくり方針の1に「森町に住むすべての人々が、様々な学びや活動、交流などを通じて、自己を成長させ、豊かな心と健やかな体を育むことができるまちをめざすものとして、対応するまちづくり項目に「1-6 地域文化」がある。この基本目標は「個性豊かな地域文化の創造を促すため、住民の文化・芸術活動を支援するとともに、文化施設の充実などに努めます。また、道内最大規模の鷲ノ木遺跡の「ストーンサークル」をはじめ、町内に存在する有形・無形の貴重な文化財の調査や保存等の活動を進めるとともに、多くの人が町の歴史・文化に親しめる場や機会の提供に努め」として、「(4)鷲ノ木遺跡の保存整備、有効活用」の施策を示す。この施策の「実施計画」として具体的に進める事業及び内容は次の4点である。

- ・鷲ノ木遺跡保存整備事業に関する計画策定の検討
- ・国・道と連携した活用方法の検討
- ・鷲ノ木遺跡に関する総合的な施設の検討
- ・遺跡の情報発信に関わる団体の育成、活動支援（研修や体験活動の開催など）

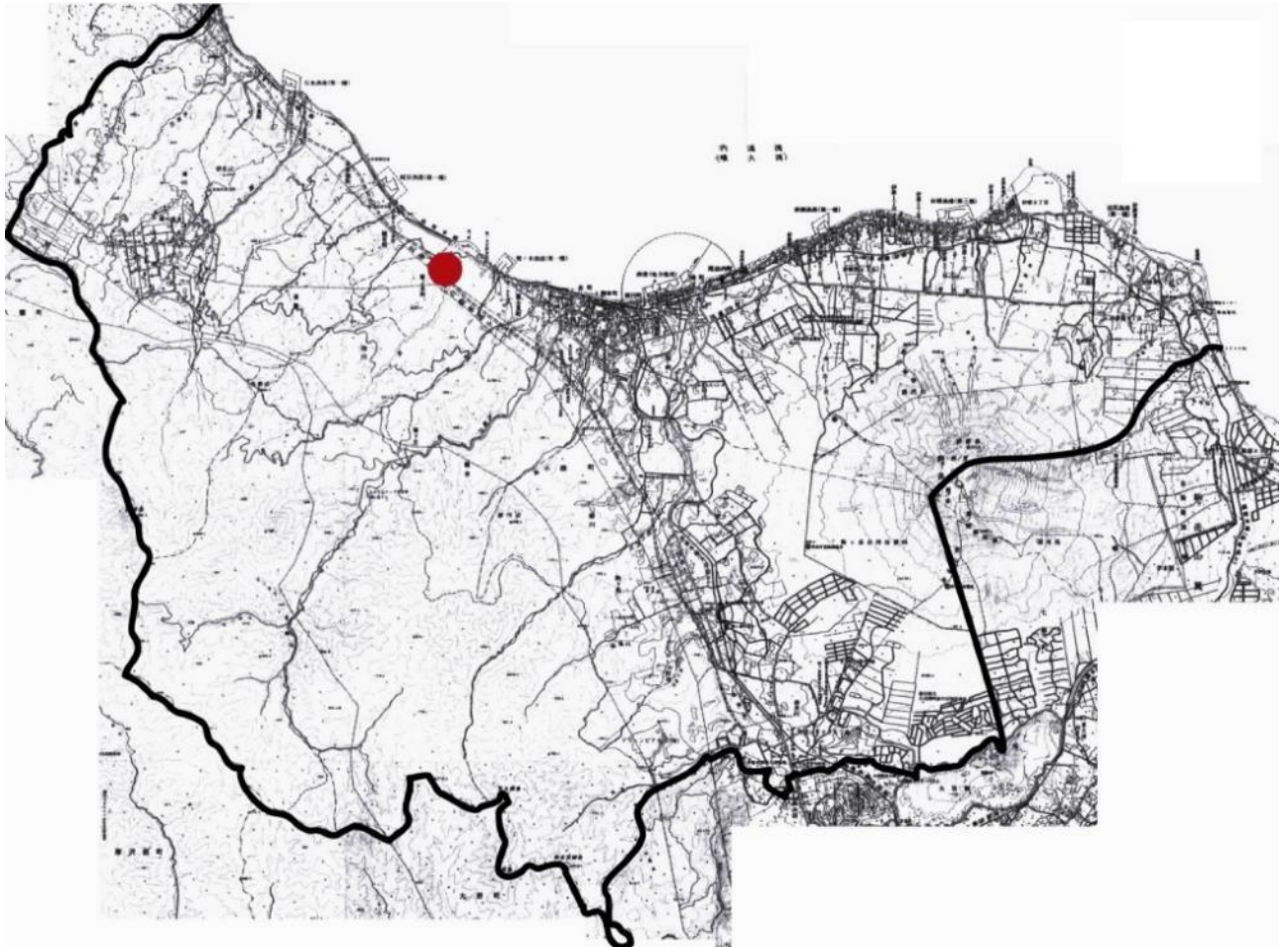
鷲ノ木遺跡整備基本計画の策定は、鷲ノ木遺跡保存整備事業に関する基本計画の次の段階に進み、国・道と連携した活用方法の検討や鷲ノ木遺跡に関する総合的な施設の検討、遺跡に係る団体の育成・活動支援等の「鷲ノ木遺跡の保存整備、有効活用」を進めるものである。

第2章 計画地の現状

1 自然的環境

(1) 位置 (第1図)

森町は北海道の南西部、渡島半島のほぼ中央に位置し、内浦湾（噴火湾）の南に面する東西 28.9 km、南北 25.8 km、総面積 368.79 ㎢の町である。平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に旧森町と旧砂原町が自治体合併し、現在の森町に至る。町の地勢は南西部では渡島山脈が南東から北西に連なり、さらに渡島山脈から内浦湾に向かって緩やかに傾斜した海岸段丘を経て内浦湾に至る丘陵性の地形である。南東部には標高 1,131m の駒ヶ岳が位置する。東は鹿部町、南は北斗市と七飯町、南西は厚沢部町、西に八雲町と接している。鷲ノ木遺跡は北海道茅部郡森町字鷲ノ木町に所在する。森町市街地の西約 4 km、海岸線からの直線距離で約 1 km 内陸の丘陵性山地に位置する。



第1図 史跡鷲ノ木遺跡の位置（●は史跡鷲ノ木遺跡を示す）
（地図は国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したもの）

(2) 地形と地質 (第2図)

森町の地形や地質は『北海道渡島国森町の地質』(土居 1960) に詳しい。それによると森町管内の地形は大きく①急峻な山地、②丘陵性の山地、③盆地、④駒ヶ岳火山と山麓、⑤沖積地と段丘、にわけることができる。

①急峻な山地 (第2図中灰色枠)

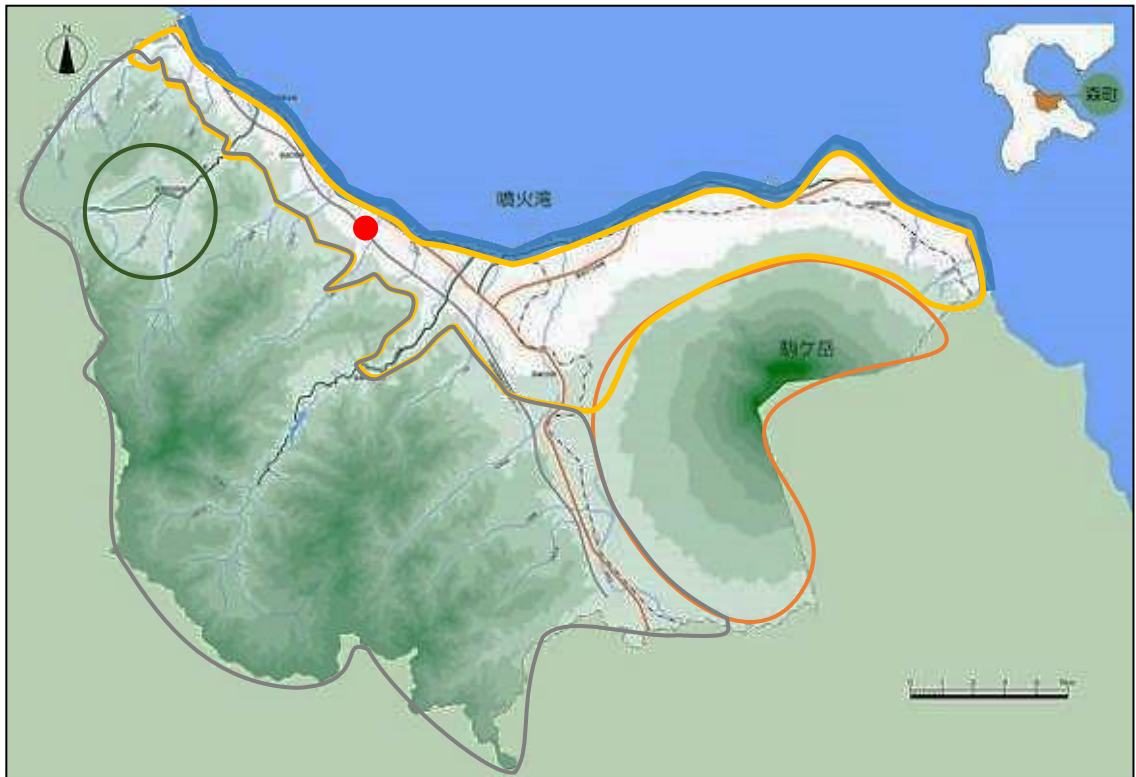
町の西部および西南部は標高 200m から標高 900m に達する山地帯であり、起伏にとみ、解析が著しく進んでいる地域である。新第三紀に属する八雲層と黒松内層、とくに黒松内層を特徴づける上部の集塊岩層から構成されている。

②丘陵性の山地 (第2図中黄色枠)

内浦湾沿岸や、①の地域と駒ヶ岳火山帯とに挟まれた地域は標高 120m 以下の段丘面が発達していることで特徴づけられている地域である。新第三紀に属する八雲層や黒松内層から構成されており、駒ヶ岳火山噴出物に属する降下軽石堆積物でおおわれている。

③盆地 (第2図中緑色枠)

町の西北部は直径 3～4 km のほぼ円形に近いカルデラ地形である。この盆地の周囲には断層が発達しており、盆壁は新第三紀中新世や鮮新世に属する八雲層および黒松内層から構成されている。この盆地の北半部の地域から温泉が湧出しており、北東部の盆壁には昇華硫黄の鉱床がみられる。



第2図 森町管内地形図 (●は史跡鷲ノ木遺跡を示す)

④駒ヶ岳火山と山麓（第2図中橙色枠）

町の東部に位置する駒ヶ岳火山体である。駒ヶ岳は円錐形に近い成層火山であり、軽石に富む火山噴出物から構成されている。その活動は32,000年以前から開始されている。現在年代が分かる最古の噴火は約32,000年前(ko-i火山灰)であり、山体崩壊を引き起こす大噴火であった。その後、約17,000年前(ko-h火山灰)、約6,000年前(ko-g火山灰)、約3,000年前(ko-f火山灰)にも大量に軽石を噴出する大噴火を起こしている。寛永17年(1640年、ko-d火山灰)には大規模な山体崩壊を伴う軽石噴火が生じたことなどが近年の研究から把握されてきている(例として吉本・宇井 1998)。これ以後は元禄7年(1694年、ko-c2火山灰)、安政3年(1856年、ko-c1火山灰)、昭和4年(1929年、ko-a火山灰)の大噴火を主とし、現在まで約13回の噴火を繰り返している。

なお、平成19年(2007年)12月1日、札幌管区気象台は「噴火警戒レベル1、活火山であることに留意」の予報を発表しているが、現在まで火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。

⑤沖積地と段丘（第2図中青色線）

内浦湾沿岸には砂礫層が堆積しており、ところにより砂鉄の漂砂鉱床がみられる。各河川の沿岸にそって比高2～3mの河岸段丘が発達し、砂礫層をのせているほか、現河川氾濫原堆積物が分布している。

水系は主に、西の狗神岳(標高899.4m)から三九朗岳(標高817m)につらなる山稜に源を発し、西南から北東に流路をとり内浦湾に流れる。これは、この地域の地質構造が影響している。

地質の基盤は、新第三紀に属する国縫層・八雲層・黒松内層の堆積岩類や同時期の火山岩類にわけられる。東部に位置する駒ヶ岳と、その山麓地帯をのぞいた西部地域に広く分布している。これらの各岩層を不整合に覆って、第四紀層と同時期の火山噴出物が発達する。第四紀に属する岩層は、下位から森層・石倉層・段丘堆積物・崖錐堆積物・駒ヶ岳火山噴出物および現河床堆積物にわけられる。

(3) 気象

森町の気候は年間の寒暖差は比較的少なく、北海道内で最も温暖な地域に属している(森町2011)。平成17(2005)年1月から平成21(2009)年12月までの5ヵ年の統計では、年平均気温8.0度、最高気温32.7度、最低気温-16.7度、年平均降水量1,023.6mm、年平均積雪深度61.2cm、最高積雪深度77cm。平成22(2010)年1月から平成26年(2014)年12月までの5ヵ年の統計では、年平均気温8.0度、最高気温32.6度、最低気温-17.9度、年平均降水量1,138.4mm、年平均積雪深度78.8cm、最高積雪深度103cm。年間としては、4～5月は日本海から低気圧や高気圧が交互に日本列島を通過する影響で、天気は周期的に変化する。この期間の日照時間は多く、次第に暖かくなる。6～9月はオホーツク海高気圧の勢力が強いときは冷湿な東風の影響で気温

が低く、曇天や霧となる日が続くこともある。7～8月は北太平洋高気圧が北海道へ張り出し、夏型の気圧配置となって暑くなる。しかし、渡島半島が海に囲まれた海洋性気候であることから酷暑となることは少ない。9～10月は低気圧と高気圧が交互に日本列島を通過し、天気は周期的に変化するが、勢力の強い高気圧が張り出すと晴天が続く。また、秋雨前線と台風の影響で大雨となることもある。11～3月は冬型の気圧配置になることが多く、気温は下がり吹雪になることもあるが、山岳が季節風を遮るため、比較的晴れる日も多く降雪量は少ない。

(4) 動植物

森町の植物群落は、冬に落葉する広葉樹を中心とする森林帯にあたる。代表的な樹木であるブナやミズナラを中心に、カシワ、カラマツ、イタヤカエデ、ハルニレ、トドマツ、スギ、クリ、ヤマザクラ、コナラ、ハンノキ、カツラ、シナノキ等が見られ、市街地やその付近の山林はトドマツ、スギなどの人工林や、外来種のニセアカシアを中心に生育する樹木が多くみられる。

史跡周辺は落葉針葉樹であるトドマツやスギが植林されているが、それ以外にクリやナラ等の落葉性の広葉樹やニセアカシア等の高木が生育している。史跡付近の桂川にはアメマスやオシロコマ等のイワナ類が生息し、秋には桂川河口付近にサケも見られる。エゾシカやヒグマ、キタキツネなど野生動物も現地で目撃され、ほかにも種類は特定できないが小動物等が生息する痕跡が多く残る。平成28年(2016年)8月に北海道では4件の台風が上陸したが、その一つ台風10号上陸の際、史跡周辺や町内の山林ではトドマツやニセアカシア等の多数の倒木の被害が見られた。

2 歴史的環境

(1) 町内の埋蔵文化財包蔵地(第3図、表1・2)

森町には現在52箇所(表1)の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する。近年では、平成2年度から開始された高速道路建設に伴う所在・確認調査等により27箇所、平成17年度の町村合併(森町・砂原町)による7箇所の追加等があった。

時代毎にみると縄文時代の遺跡は44箇所(表1)で最も多い。縄文時代は早期から晩期まで発見されている。次いで、多くみられるのは続縄文時代や近世の遺跡である。尾白内貝塚(16)や鷲ノ木遺跡(35)、鷲ノ木4遺跡(28)からは続縄文時代の遺物が大量に出土している。近世では国指定史跡の東蝦夷地南部藩陣屋跡砂原陣屋跡(7)を始めとし、松屋崎台場跡(1)や鷲ノ木2(26)の台場跡などが内浦湾沿岸に分布する。上台2遺跡(38)や森川5遺跡(42)からは駒ヶ岳噴火による噴出物(1640年)より下位から畝状遺構が発見されている。

遺跡は、内浦湾に面する海岸段丘上や、後背の山地から内浦湾に流れ込む小河川や沢沿いに形成された段丘・台地・緩斜面などに立地しており、現在の海岸線から3km未満、標高100m以下の



第3図 町内埋蔵文化財包蔵地位置図

(地図は森町役場が国土地理院発行の5万分1地形図を複製したものに一部加筆したものの)

登録番号	名称	種別	所在地	指定	立地	標高(m)
1	松屋崎台場跡	台場跡	字砂原東4丁目		海岸段丘	30
2	二ツ山遺跡	貝塚	字砂原東3・4丁目		海岸段丘	10
3	彦淵台場跡	台場跡	字砂原5丁目		海岸段丘	10
4	会所町台場跡	台場跡	字砂原4丁目		海浜地	5
5	会所町B台場跡	台場跡	字砂原4丁目		海岸段丘	10
6	四軒町台場跡	台場跡	字砂原3丁目		海浜地	2
7	東蝦夷地南部藩陣屋跡砂原陣屋	陣屋跡	字砂原3丁目	国	海岸段丘	10
8	姫川1遺跡	遺物包含地	字駒ヶ岳 132-1~4		河岸段丘	167
9	姫川2遺跡	遺物包含地	字駒ヶ岳 17-6・216・217		河岸段丘	112
10	白川遺跡	遺物包含地	字白川 49-14		河岸段丘	48~50
11	森川貝塚遺跡	貝塚	字森川町 76~79、80-1~4、82、83、84-1~3、85、86-1~3・5、87-3~11、88-5~13、119、122、124-1、129~131、135~142、153、154、155-1~3、156-1~3、170、175、181		海岸段丘	13~15
12	森川1遺跡	遺物包含地	字森川町 69-2・11、70-1~3、71-1~3、72、73		海岸段丘	15~18
13	森川2遺跡	遺物包含地	字霞台 34-1、35-2		台地	80~100
14	本内川右岸遺跡	遺物包含地	字石倉町 610-7・8		台地	40~60
15	茂無部川右岸遺跡	遺物包含地	字石倉町 610-2・5		台地	40~60

表1 町内埋蔵文化財包蔵地一覧表(1)

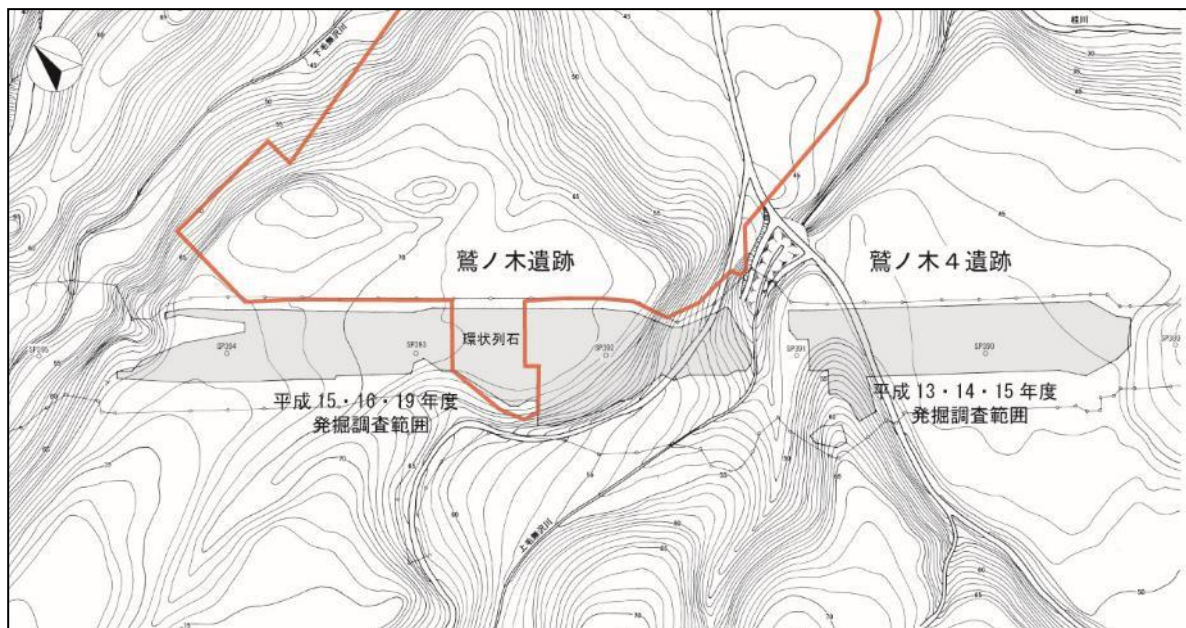
登録番号	名 称	種 別	所 在 地	指定	立地	標高(m)
16	尾白内貝塚遺跡	貝塚	字尾白内 926~928、929-1・2、950、952、961-1・2・4、962		海岸段丘	10~14
17	鳥崎遺跡	遺物包含地	字鳥崎町 31-1・2、32~42、127~135、136-1・2、193-1、195-6、 字富士見町 1~3、4-1、5、5-3、157、158-1		海岸段丘	15~30
18	蛭谷遺跡	遺物包含地	字蛭谷町 146-1~3、150、151、152-1、153、242-1、247-2・3		河岸段丘	30~32
19	赤井川1遺跡	遺物包含地	字赤井川 229		丘陵	175~195
20	赤井川2遺跡	遺物包含地	字赤井川 229		丘陵	230~235
21	赤井川3遺跡	遺物包含地	字赤井川 229		丘陵	210
22	才二ウシ遺跡	集落跡	字上台町 326-18		海岸段丘	25~35
23	御幸町遺跡	遺物包含地	字御幸町 132-2、136-1・2、137-1・3、140、141、144、149、 153、158-1、161、164、166-1、字清澄町 3-1、12		海岸段丘	8~20
24	清澄遺跡	遺物包含地	字清澄町 27、29-2		海岸段丘	33~39
25	鷺ノ木1遺跡	遺物包含地	字鷺ノ木町 145-1、169、170-1~6、171・172-1・2、173-2・3、 175-2、176-2、181-1		海岸段丘	15~20
26	鷺ノ木2台場跡	台場跡	字鷺ノ木町 455、無番地		海岸段丘	40
27	森棧橋跡	海底遺跡	字御幸町 28 地先		海底	
28	鷺ノ木4遺跡	配石遺構、墳墓、集落跡	字鷺ノ木町 505、506、507、509、510、511		河岸台地	45~50
29	濁川左岸遺跡	集落跡	字石倉町 401、446-1、448		河岸段丘	40~50
30	本茅部1遺跡	遺物包含地	字本茅部町 205、272~274、294		海岸段丘	80~85
31	栗ヶ丘1遺跡	遺物包含地	字栗ヶ丘 38~44		河岸段丘	35~45
32	倉知川右岸遺跡	集落跡	字栗ヶ丘 7、11-1・2		丘陵	75~80
33	森川3遺跡	集落跡	字森川町 317-1		丘陵	100
34	上台1遺跡	遺物包含地	字上台町 33-1、42-1、364		丘陵	90
35	鷺ノ木遺跡	環状列石、墳墓、配石遺構、集落跡	字鷺ノ木町 495-1・3~5・9・12、498-3・4、499-1~6、500~502、 503-1・2・6・9	国	河岸段丘	70
36	石倉1遺跡	遺物包含地	字石倉町 395、396、397、403、404、439		丘陵	30~40
37	森川4遺跡	遺物包含地	字森川町 317-18		河岸段丘	90
38	上台2遺跡	集落跡	字上台町 326-5		河岸段丘~緩斜面	90~100
39	石倉2遺跡	集落跡	字石倉町 146、623-1・3・4、624-1、306、308-1、312		河岸段丘	60~75
40	石倉3遺跡	遺物包含地	字石倉町 482、483、490		河岸段丘	65~75
41	石倉4遺跡	遺物包含地	字石倉町 511、520、521		河岸段丘	60
42	森川5遺跡	遺物包含地	字森川町 317-7・8、318-1		丘陵	110
43	石倉5遺跡	遺物包含地	字石倉町 512、513、519		河岸段丘	55~60
44	三次郎川右岸遺跡	遺物包含地	字石倉町 513、516		河岸段丘	40~47
45	三次郎川左岸遺跡	遺物包含地	字石倉町 610-24		河岸段丘	35~50
46	鷺ノ木7遺跡	遺物包含地	字鷺ノ木町 397-1、398-1、407		尾根	60
47	鷺ノ木川右岸遺跡	遺物包含地	字鷺ノ木町 396		台地	60
48	蛭谷2遺跡	遺物包含地	字蛭谷町 281		台地	80
49	駒ヶ岳1遺跡	遺物包含地	字駒ヶ岳 228-10		小河川右岸	185
50	駒ヶ岳2遺跡	遺物包含地	字駒ヶ岳 470-5		小河川右岸	177
51	駒ヶ岳3遺跡	遺物包含地	字駒ヶ岳 231-16・23~25		小河川右岸	188
52	森川6遺跡	集落跡	字森川町 302-21・22・24・25		丘陵	90

表2 町内埋蔵文化財包蔵地一覧表(2)

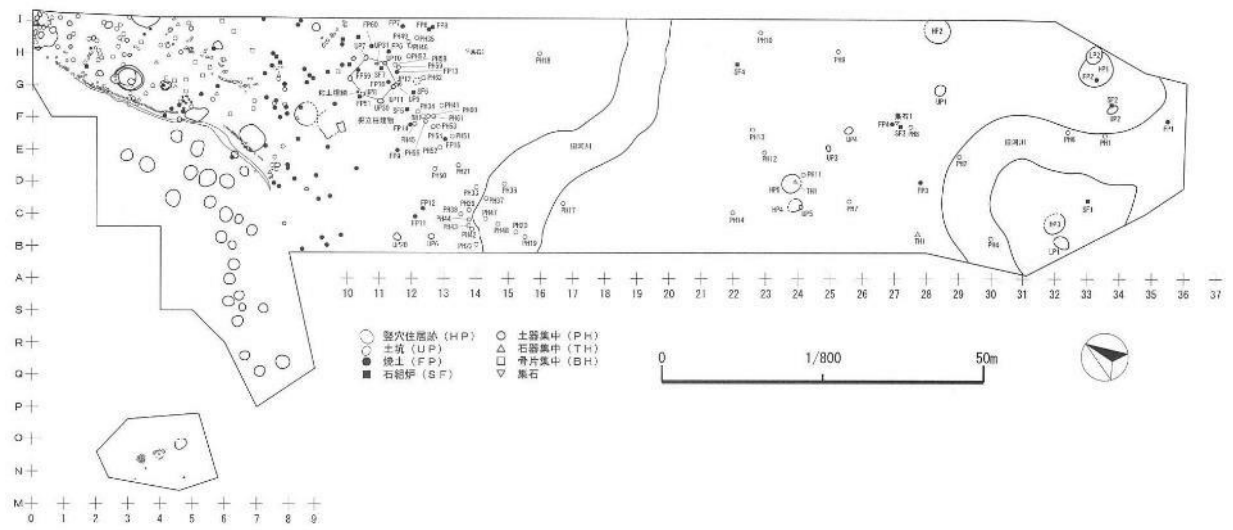
範囲で発見されている遺跡が大半を占める。一方、縄文時代早期の遺跡は内陸から発見されている。現在の市街地では、大規模な造成や開発等に関連して遺跡が発見されており、開発の及ばない内陸や山地にも遺跡が多数存在することが予想される。

鷺ノ木遺跡の周辺には、縄文時代後期のフラスコ状土坑群や石垣状配石遺構などが発見された鷺ノ木4遺跡(28)、縄文時代後期の遺構・遺物を主体とする鷺ノ木7遺跡(46)、縄文時代の遺物包蔵地である鷺ノ木川右岸遺跡(47)、蛭谷遺跡(18)、鷺ノ木1遺跡(25)があり、今後、鷺ノ木遺跡との関連性の解明が必要である。特に上毛無沢川を隔てて鷺ノ木遺跡の対岸に位置する鷺ノ木4遺跡との関連は注目に値する。

鷺ノ木4遺跡は、上毛無沢川に張り出す標高65~70mの舌状台地、上毛無沢川と桂川に面する標高45~50mの低位段丘、舌状台地と低位段丘をつなぐ斜面から構成される(第4図)。遺跡は鷺ノ木遺跡と同じ縄文時代早期に始まり、縄文時代後期には多数の遺構・遺物が発見された(第5図)。縄文時代晩期は63個体の復元土器、石刀、石棒、骨製品や多量の骨片を含む土器集中区のほか、土坑や石組炉等が少数確認された。続縄文時代は焼土等も少数発見され、遺物にはガラス玉や多量の骨片等が含まれている。鷺ノ木遺跡で環状列石が構築される縄文時代後期前葉(大津式・白坂3式・ウサクマイC式土器を主体とする)の遺構は、斜面に直径1mを超える26基の大形土坑(第6図)、低位段丘には斜面麓に全長37m程の「石垣状」配石遺構(第7図)と配石遺構の前面に作出された平端面があり、その削平土が低位段丘の中央付近にあった旧河川側に最大層厚約60cmで同時期の遺物を多量に含み堆積している。これらの範囲から竪穴住居跡3軒、300基近いピット群、「弧状」配石遺構(第8図)、土壇墓2基、掘立柱建物跡1軒が発見されている。これに続く縄文時代後期中葉(手稲式・鮎潤式)の遺構は、舌状台地から2基の配石墓(第9図)、低位段丘から竪穴住居跡3軒と配石墓1基が発見されている(第10図)。



第4図 自動車道建設に伴う鷺ノ木遺跡・鷺ノ木4遺跡の発掘調査範囲



第5図 鷺ノ木4遺跡遺構配置図



第6図 斜面土坑群



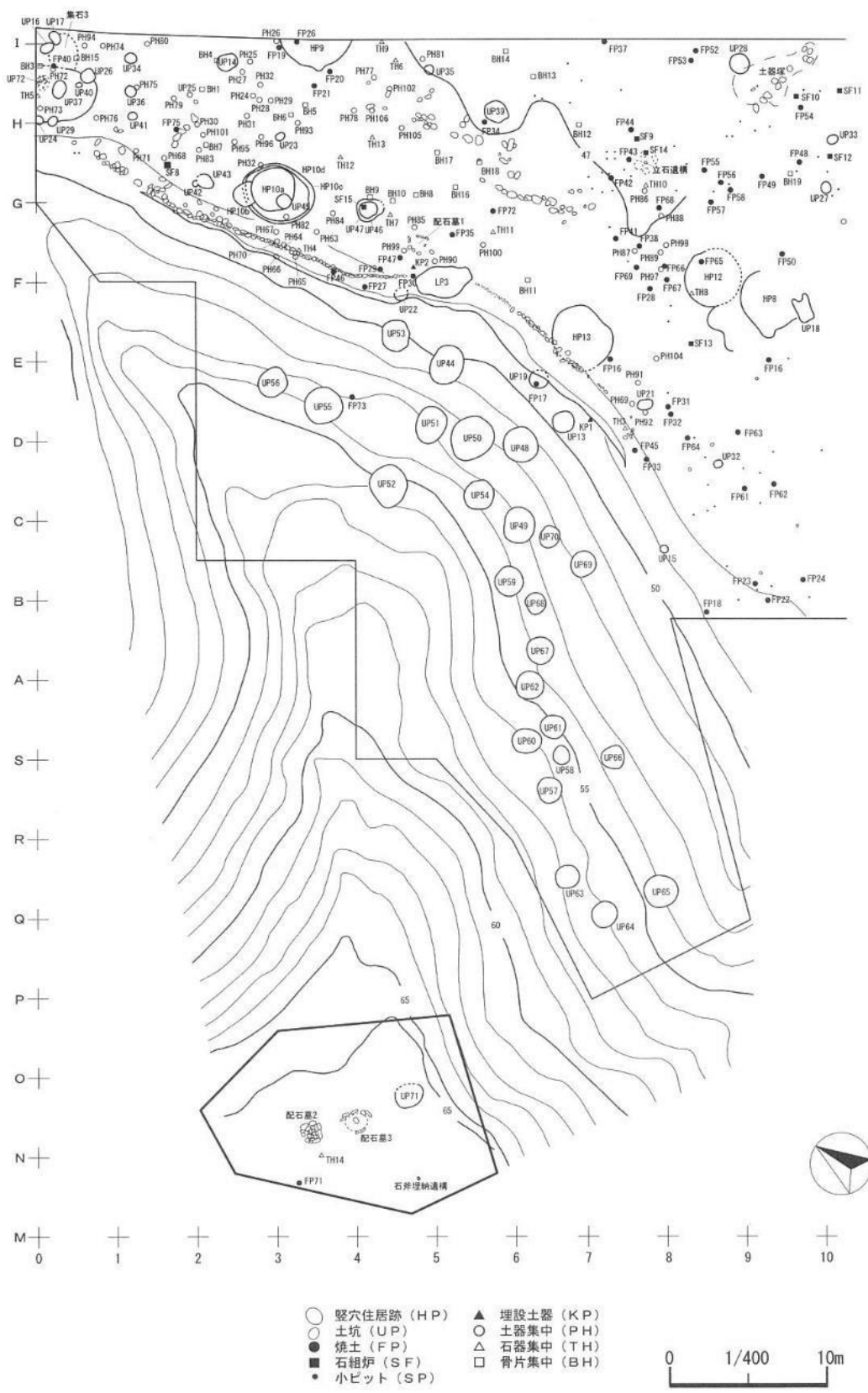
第7図 石垣状配石遺構



第8図 配石遺構



第9図 台地上の配石墓



第10図 鷺ノ木4遺跡遺構配置図 (部分拡大)

鷺ノ木4遺跡は、鷺ノ木遺跡の環状列石や「竪穴墓」等の遺構群とあわせると、上毛無沢川を挟み両岸で繰り広げられた大規模かつ広範な活動の痕跡を示すものであり、環状列石構築前後の時期の理解に向けて、今後、十分に検討しなければならない。このような知見をもたらした鷺ノ木4遺跡の遺構群は記録保存となったが、本調査区外に一部の遺構が広がることも考えられる。

(2) 町の歴史

森町の地名の由来はアイヌ語で「オニウシ」（「樹木の多くある所」という意味）を和人が「森」と訳したことによるものと伝えられている。江戸時代初期より漁業の地として知られ、箱館周辺の漁民がニシンなどの魚を求めて出稼ぎに訪れ、次第に鷺ノ木・尾白内・蛭谷古丹・本茅部・石倉・森に定住をするようになり、集落が形成された。安政5年（1858年）、幕府は箱館六ヶ場所の中心的な村落を「村」に昇格したので、鷺ノ木もはじめて正式に鷺ノ木村となり、これを機会に枝郷であった森・尾白内は鷺ノ木村よりの独立を許可され、同年12月森村・尾白内村などが成立した。「鷺ノ木」の地名は、この辺り一帯にワシやタカが飛来することが多く、桂川前山に立つ大樹が常にワシの泊まり木となっていたところを和人が「鷺ノ木」と呼んだことに由来する。それ以前はアイヌ語で「ユープト」（「温泉の川」という意味）と呼ばれ、「ユープト」以前は「ポロナイ」（「大きな川」という意味）と呼ばれていた。現在でも桂川河口の西岸に海に張り出す段丘が湯ノ崎と呼ばれており、昔は海岸付近から温泉が湧き出していたと言われている。

明治時代を迎え、北海道に開拓使が設置されると、その地方出張所が森村に置かれた。明治35年（1902年）、森・鷺ノ木村等の6ヶ村が合併して森村となり二級町村制を施行した。次いで明治40年（1907年）、一級町村制を施行し、大正10年（1921年）には管内4番目の町制が施行されて森町が誕生した。

昭和時代に入っても漁業を中心とした各種の産業が発展するが、太平洋戦争等で多くの犠牲をはらい終戦をむかえ、新しい町づくりの取り組みを開始した。昭和36年（1961年）には森町大火によって市街地の大半を焼失したが、都市計画整備・駒ヶ岳山麓開発事業・濁川地熱開発等の事業は継続され、平成10年（1998年）からは第3次森町総合開発振興計画を礎にする町づくりが行われた。平成17年4月砂原町との合併を機に閉町し、あたらしい「森町」が誕生した。

旧砂原町は1330年代にはすでに昆布の採集が行われており、1500年代にはニシンを追って和人が訪れ始め、天文元年（1532年）頃に津軽の蟹田村から権四郎が移住し部落が形成された。明治時代に場所請負制度の廃止とともに漁民が増え、定住者の増加に伴い、明治13年（1880年）に砂原村戸長役場が設置、明治39年（1906年）4月には砂原村と掛澗村の2村合併により、砂原村で二級町村制度が施行された。

昭和時代に入ると、昭和4年の駒ヶ岳噴火に続き、昭和6年には大雨による土石流が発生し、家屋、道路、鉄道への被害に加え、噴火湾への降石降灰は昆布礁を埋め、海水汚濁による漁業への影響などから漁業を基幹産業とする砂原村にとって大きな痛手を残した。その後著しい発展を

みせ、砂原村は昭和 45 年（1970 年）に町制が施工されるとともに役場新庁舎も落成し、小・中学校、公営住宅や水産加工団地の整備等も進み着々と町づくりを推進した。平成 13 年（2001 年）から第 3 次砂原町総合計画がスタートするものの、平成 17 年 4 月に閉町した。

（3）指定・登録文化財（表 3・第 11・12 図）

森町には、令和 3 年 3 月 1 日現在、国指定文化財は 3 件、北海道指定文化財は 2 件、町指定文化財は 4 件、国の登録文化財は 1 件であり、計 10 件の指定及び登録文化財がある。

時代の古いものでは縄文時代の国史跡「鷺ノ木遺跡」や町指定文化財「イカ形土製品（鐸形土製品）」があり、その他は主に江戸時代から大正時代にかけて町の自然や産業、社会情勢とも関係した文化・歴史的価値を有する。

国指定		
1	東蝦夷地南部藩陣屋跡砂原陣屋跡	史跡【昭和 49 年 8 月 22 日】
2	鷺ノ木遺跡	史跡【平成 18 年 1 月 26 日】
3	松前神楽	重要無形民俗【平成 30 年 3 月 8 日】
道指定		
1	茅部の栗林	天然記念物【昭和 43 年 1 月 18 日】
2	茅部の鮭供養塔	有形文化財【昭和 38 年 12 月 24 日】
町指定		
1	行幸柳	天然記念物【昭和 42 年 9 月 13 日】
2	冷凍機械（コンプレッサー・モーター各 1 台）	有形文化財【昭和 48 年 9 月 1 日】
3	三界萬霊塔	有形文化財【昭和 52 年 2 月 1 日】
4	イカ形土製品（鐸形土製品）6 点	有形文化財【平成 21 年 7 月 21 日】
国登録		
1	斉藤家住宅（旧盛田家住宅）主屋	建造物【平成 19 年 7 月 31 日】

表 3 町内指定・登録文化財一覧表（【 】内は指定・登録年月日）



第 11 図 茅部の栗林



第 12 図 イカ形土製品（鐸形土製品）6 点

3 社会的環境

(1) 人口

現在の森町は、後述するように大正 10 年（1921 年）に町制施行された森町と昭和 45 年（1970 年）に町制施行された砂原町が平成 17 年（2005 年）に合併した町である。この間の人口は、昭和 25 年（1950 年）で森町が 24,294 人、砂原町が 8,568 人、合併前の平成 12 年（2000 年）で森町が 15,104 人、砂原町が 5,129 人と減少しており、平成 2 年（1990 年）～平成 7 年（1995 年）には年少人口と高齢人口比率の逆転による人口構成の変化も生じている。合併した平成 17 年で森町の人口は 19,149 人であり、10 年後の平成 27 年（2015 年）で 17,859 人、現在（令和 4 年 2 月末）は 14,372 人となり減少傾向が続いている。

(2) 産業

森町の産業別にみた就業人口数は平成 17 年で第 1 次産業 2,145 人、第 2 次産業 2,998 人、第 3 次産業 4,221 人であり、平成 12 年（旧森町と旧砂原町の計）の第 1 次産業 2,330 人、第 2 次産業 3,553 人、第 3 次産業 4,406 人に比べると減少している。事業所数は平成 3 年（1991 年）から、従業者数は平成 8 年（1996 年）以降減少している。町の基幹産業となる水産業では、平成 16 年（2004 年）に水産加工で 352 億円にのぼり、漁獲高は約 57 億円のうちホタテが 25 億円で全体の 44%、スケトウダラが 15 億円で 15%を占める。

(3) 交通

森町は、古くより本州から函館に到着し、札幌へ向かう経路としての役割を担う地域であった。明治時代の新政府は、函館から札幌への道路開削を急務として「札幌本道」の工事を始め、明治 5 年（1872 年）から翌年にかけて、函館から森までの陸路、森から室蘭への船による航路、室蘭から札幌への陸路を開通させた。その後、明治 21 年（1888 年）から森・長万部間の道路改良工事が始まるなど徐々に整備されていく。航路は昭和 3 年（1928 年）に長輪線（のちの室蘭本線）開通とともに廃止となり、昭和 32 年（1957 年）には国道 5 号が整備される。

現在、町内には国道 5 号が南北に、国道 278 号が東西に走っている。国道 5 号と併行するように高速道路が札幌方面から町内南端の赤井川にある大沼公園インターチェンジまで開通している。鉄道は、函館駅と札幌方面を結ぶ JR 函館本線、森駅から渡島砂原駅と大沼駅（七飯町）を結ぶ JR 函館本線の砂原廻りが通っており、平成 29 年（2017 年）3 月に 3 駅が廃駅となって現在町内には 11 駅がある。特急の利用で森駅から函館駅まで約 45 分、札幌駅まで約 3 時間となっている。

地域の交通網の整備は、北海道の経済発展にとって重要であるだけでなく、駒ヶ岳の噴火や津波などの際、地域住民が安全な場所にいち早く到達するための避難路として重要な問題である。災害による交通被害について、平成 6 年（1994 年）は大雨で本茅部・石倉・濁川方面で土石流・

泥流による交通の途絶、平成7年から平成10年(1998年)の間は4回の大雨による宿野辺川氾濫の影響で道々の通行止めが生じている。昭和4年の噴火は、駒ヶ岳東から東南方向にかけての鹿部・臼尻(現函館市)において、市街地では平均1m前後の降灰がある等、道路・橋梁は埋没して交通は一切途絶えるといった大きな被害があった。風向きが大きく影響し、風上であった旧森町では降灰、降石はわずかということであった。高速道路は経済的な面だけでなく、噴火や津波などからの災害用の避難路としても期待される。

高速道路は、史跡の西側に隣接し、さらに史跡内である環状列石等の遺構の地下を通過している。現在、史跡へのアクセスは国道5号から一部未舗装の町道を利用するが、道路の幅が狭く見通しが悪くなっている。また国道との交点が湯ノ崎トンネル出入り口に近接している等、安全性の面での課題がある。

(4) 地域資源

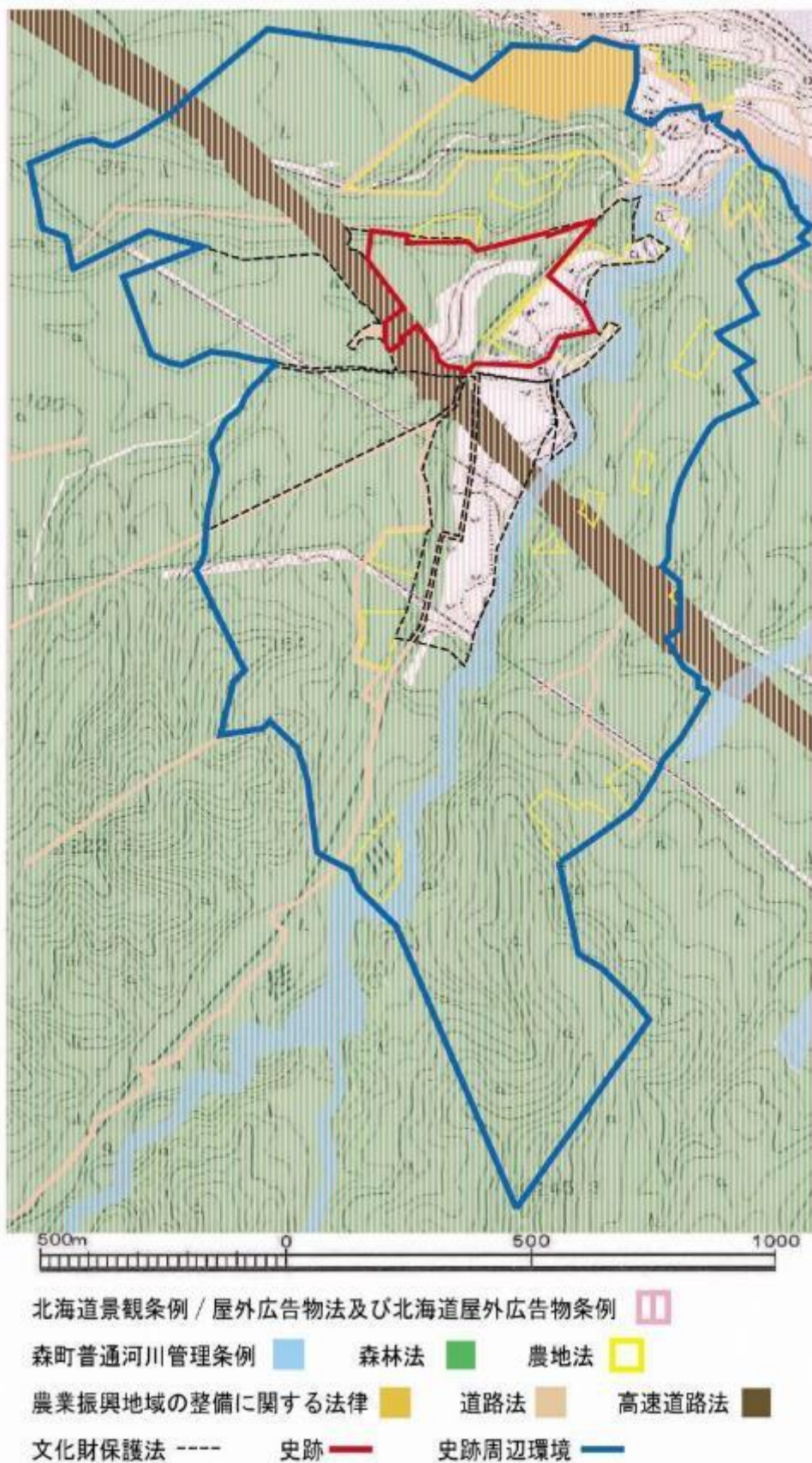
森町の観光・交流資源としては、秀峰駒ヶ岳をはじめとした自然環境や、桜の季節には多くの人が訪れる青葉ヶ丘公園やオニウシ公園、濁川温泉や大沼近辺などの宿泊施設、森地区と砂原地区にある道の駅などがある。このような町内の自然環境に発する資源が豊富であり、イベントでは、観光協会を中心に「森町桜まつり」「夏のまつり in もり」「さわらふるさとまつり」などを開催している。また七飯町・森町・鹿部町の観光協会、一次産業団体と行政で「環駒ヶ岳広域観光協議会」を構成し、広域での新たな観光素材の発掘や滞在型観光を整備し、地域の活性化を図っている。

(5) 法的規制(第13図)

史跡は、国土利用計画法第9条に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域、森林地域、及び農業地域と森林地域とが重複する地域に含まれる。

史跡内には4ha以下に該当する畑が存在し、農地法第4条の規定により、所有者が農地を農地以外のものに転用する場合は農業委員会を經由して知事等の許可を受けなければならない。許可の権限は4ha以下の場合に限り森町長に委譲されている。史跡内の民有林は森林法第5条に基づき北海道の策定した渡島檜山地域森林計画(平成28年12月最終変更)の対象となり、53林班に該当するが、森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区として定められている林班はない。また、森林法第10条の5に基づき策定された森町森林整備計画(平成30年4月最終変更予定)は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域を定め、森林施業方法は木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するとしている範囲に含まれている。なお、森林法第25条に基づく保安林、及び同法第41条に基づく保安施設地区の指定はない。

史跡は景観法第8条に基づき定められた北海道景観計画(平成29年4月最終変更)の計画区域



第 13 図 史跡及びその周辺環境に係る各種法的規制

(景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の全域)に含まれる。さらに、屋外広告物法第2条に規定する屋外広告物の提出について、北海道屋外広告物条例第2条の規定より、高速自動車国道の区域及びこれから500m以内の展望地域に含まれ、禁止されている。町は都市計画法第5条に基づき都市計画区域が指定されているが、史跡は含まれない。

史跡は、文化財保護法第95条の規定に基づき道・森町教委により資料が整備されている周知の埋蔵文化財包蔵地の鷲ノ木遺跡に該当し、その範囲の大半は史跡に入る。

(6) 高速道路

高速道路は国の自動車交通網の基幹を構成するものとして史跡と並ぶ高い公益性を有しており、その区域は道路法と高速自動車国道法に基づく道路管理を受ける。道路の管理者は独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構であり、森町は機構から道路法第32条に基づく占用の許可(平成24年1月から)を受けて道路区域に重複する史跡指定地域、及びこれに接する鷲ノ木遺跡トンネル上の地形復元部分の管理を行なっている。

史跡の管理は占用許可の条件に沿って実施しなければならないが、占用目的となっている鷲ノ木遺跡公園の存置自体がまだ具体的に着手されていない。史跡の整備と公開は、本来容易ではない高速道路との公益の調整を意義あるものとするためにも、計画的かつ占用範囲の中で道路管理者の了解や変更許可を得て実施しなければならない。

さらに重要なのは、史跡の本質的価値を構成する要素の保存自体が、自然の地物ではなく道路の構造物に依存しているという鷲ノ木遺跡の特殊性である。地下水の挙動の問題をはじめ、鷲ノ木遺跡トンネルは環状列石とその周囲の遺跡の保護を直接に左右するにもかかわらず、その維持管理は史跡の管理団体ではなく、道路管理者により行われなければならない。

今後生じる可能性のある各種の開発を考慮してもなお、高速道路が史跡の環境や景観に最も大きな影響を与える現代的かつ人工的な要素であることも当面変わらない。こうした意味で、道路の管理者は保存・管理の体制整備の中でも重要な位置を占める。森町は日本高速道路保有債務返済機構及び道路会社との間で十分な合意を形成したうえ、密接な連絡を保ちながら史跡の保存管理の責任を果たしていく必要がある。

第3章 史跡の概要および現状と課題

1 史跡指定の状況

鷲ノ木5遺跡は、平成14年（2002年）の鷲ノ木4遺跡発掘調査の際に沢の対岸で町教委が遺物を確認したことから埋蔵文化財包蔵地として周知されたもので、翌年5月から町教委が発掘調査を実施した結果、縄文時代後期の環状列石を発見した。保存状態の良さ、道内最大と考えられる規模、「竪穴墓」等の周辺遺構との関係等から重要な遺跡と判断され、平成16年（2004年）3月以降北海道教育委員会、日本道路公団、森町の間で遺跡の現状保存についての協議が行われた。その結果、平成17年（2005年）2月に鷲ノ木5遺跡を史跡指定すること、及びトンネル工法で遺跡地下に道路を整備することについて合意した。同年8月、森町は工法変更により現状保存された範囲について文部科学省に史跡指定の申請を行い、平成18年（2006年）1月26日に「鷲ノ木遺跡」の名称で指定された。指定範囲は発掘調査面積11,824㎡のうち、環状列石等を含む2,720.50㎡である。また、同年3月10日付で森町が管理団体に指定された。さらに本年から5年をかけて指定地域周辺で行った確認調査の結果、環状列石より東側に縄文時代の遺構を確認した町教委は、平成24年（2012年）1月、環状列石周辺における集落の状況を知るうえで良好な資料が残されている範囲を史跡に追加して指定するよう文部科学省に意見具申を行い、平成24年9月19日に80,136.37㎡の範囲が追加指定され、指定面積は合計82,856.87㎡（その後の登記変更に伴う測量の結果、現在では83,660.75㎡）となった

（1）史跡指定（第14図）

指定年月日：平成18年1月26日

指定種別：史跡

告示内容：平成18年1月26日付官報号外第16号で告示

文部科学省告示第4号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成18年1月26日 文部科学大臣 小坂 憲次名 称：鷲ノ木遺跡

所在地：北海道茅部郡森町字鷲ノ木町

地域：国土調査法（昭和26年法律第180号）による第XI座標系を基準とするW1地点（X＝－209,247.794m、Y＝22,859.015m）、W2地点（X＝－209,270.141m、Y＝22,828.640m）、W3地点（X＝－209,276.181m、Y＝22,833.083m）、W4地点（X＝－209,292.962m、Y＝22,810.270m）、W5地点（X＝－209,288.993m、Y＝22,802.978m）、W6地点（X＝－209,270.666m、Y＝22,798.501m）、W7地点（X＝

= -209,236.849m、Y = 22,799.723m)、W 8 地点 (X = -209,212.988m、Y = 22,831.890m)、392 - 80R 地点 (X = -209,218.207m、Y = 22,835.806m)、392 - 60R 地点 (X = -209,234.041m、Y = 22,848.127m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考 地域に関する実測図を北海道教育委員会及び森町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

指定面積：2,720.50 m²

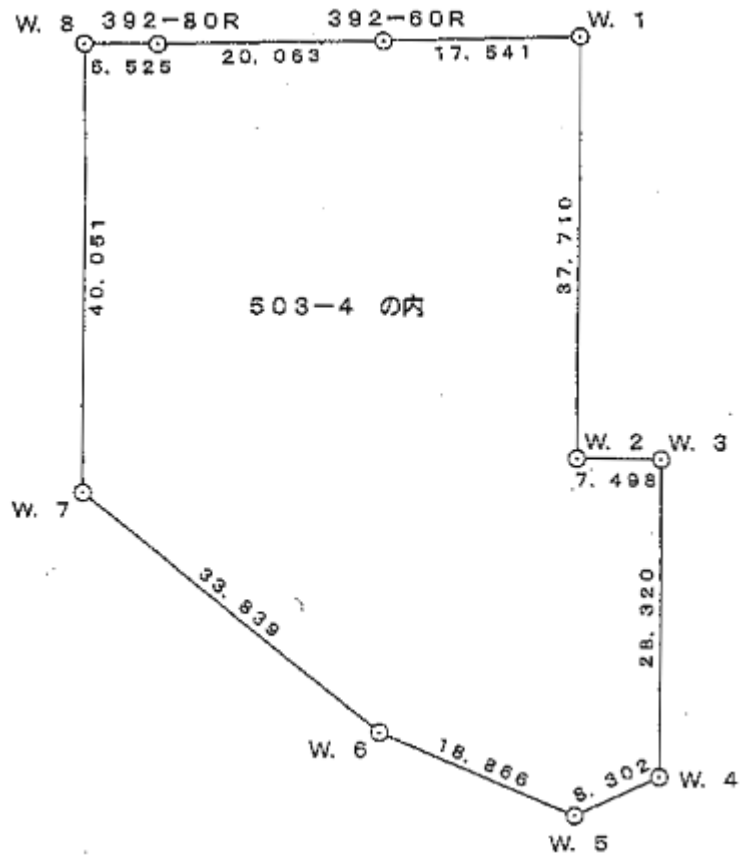
管理団体：森町（文化庁告示5号 平成18年3月10日）

指定理由：「全国的にも最大規模であり、道内最大の環状列石。火山灰に覆われていたために極めて良好な状態で遺存しており、北日本における縄文時代の墓制や東北地方との交流を考える上で重要である。」（文化庁2006）

指定解説：「本遺跡は北海道南部噴火湾に面した森町に位置し、現海岸線から約1キロメートル内陸に入った、桂川支流の上毛無沢川と下毛無沢川に挟まれた標高約68メートルの河岸段丘上に立地する。遺跡からは東に駒ヶ岳、北に遠く羊蹄山を望むことができる。高速道路建設に先立ち森町教育委員会が発掘調査を行ったところ、縄文時代後期の大規模な環状列石と竪穴墓が見つかったため、高速道路をトンネル化し環状列石の現状保存が図られた。

環状列石は北西に延びる河岸段丘の南側平坦地に、竪穴墓は環状列石から南側へ約5メートル離れて構築されていた。これらは寛永17年(1640)に降下した駒ヶ岳d火山灰に覆われており、きわめて良好な状態で保存されていた。

環状列石は中央の配石とそれを中心にし、50センチメートルほどの間をあけて配置された2重の列石から構成され、外周は南北37メートル、東西34メートルの規模で、ほぼ円形である。環状列石を構成している礫の大きさは20～80センチメートル、総数は約530個で内側のほうがやや大きい傾向がある。外側の礫は偏平なものが多く、円周に沿って礫の長軸を連ねて置かれている。内側の列石は礫の形状が偏平や棒状で、外側の礫に平行するものと直行するものがある。また、列石の途切れるところがあり、外側と内側をつなぐような礫の配置が見られ、環状列石内側への入口部分または礫を配置する際の単位を示していることが考えられる。中央の配石は南北方向4メートル、東西方向2.5メートルで、楕円形に礫が配置されている。環状列石に伴うものとして、埋設土器1個と5か所の砂利の集積がある。埋設土器は外側の列石の南東部に近接して確認され、口縁部と底部を欠損した深鉢である。砂利の集積は2重の列石の間から4か所、列石の外側から1か所確認された。環状列石周辺からの出土遺物は多くないが、列石付近を中心に埋設土器と同時期の土器は出土しており、環状列石の時期は縄



地番	503-4の内			
No.	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
W. 1	-209247.794	22859.015	-19.487	4077611.761678
W. 2	-209270.141	22828.640	-25.932	5426793.296412
W. 3	-209276.181	22833.083	-18.370	3844403.444970
W. 4	-209292.962	22810.270	-30.105	6300764.621010
W. 5	-209288.993	22802.978	-11.769	2463122.158617
W. 6	-209270.666	22798.501	-3.225	681176.017830
W. 7	-209236.849	22799.723	33.389	-6986209.151261
W. 8	-209212.988	22831.890	36.083	-7549032.246004
392-80R	-209218.207	22835.806	16.237	-3397076.027059
392-60R	-209234.041	22848.127	23.209	-4856112.857569
			倍面積	5441.013624
			1 / 2	2720.5093120
			地積	2720.50 m ²

第14図 史跡指定範囲

文時代後期前葉と考えられる。竪穴墓は南北9メートル、東西11.5メートルで皿状に掘り込まれ、底面に大小11基の土坑墓が造られていた。土坑墓は直径2メートル程度の大型のものと1メートル程度の小型のものがある。副葬品には土器や石器があり、出土遺物から環状列石と同時期のものである。段丘平坦面からは同時期の遺構は発見されていないが、周辺からは同時期の竪穴住居、土坑墓、配石などが検出されている。

環状列石は東北地方北部に同時期のものが多く分布していることから、道内の環状列石についても東北地方北部との交流や影響を受けて成立したものと考えられる。しかし、礫の配置や環状列石下に土坑がないこと、隣接して同時期の竪穴墓が存在するなど、東北地方北部のものとは違う点も見られる。また、竪穴墓は道央部で多く発見されている縄文時代後期末の周堤墓に系譜的につながる可能性も指摘されている。

以上のことから、鷲ノ木遺跡の環状列石と竪穴墓はきわめて保存状態がよく、北日本における環状列石や墓制、祭祀などの精神世界、北海道と本州の交流について考えるうえで重要であると同時に北海道独自の墓制である周堤墓の成立過程を探ることができるものとしても重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。」(文化庁文化財部 2006)

(2) 史跡追加指定 (第15図)

追加指定年月日：平成24年9月19日

告示内容：平成24年9月19日付官報号外第204号で告示

文部科学省告示第151号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月19日 文部科学大臣 平野 博文

名称：鷲ノ木遺跡

所在地：北海道茅部郡森町字鷲ノ木町

地域：495番1、495番3、495番4、495番9、499番2のうち実測17,126.12㎡、499番3、503番2、503番6、503番9

北海道茅部郡森町字鷲ノ木町499番1と同503番6に挟まれ同502番と503番9に挟まれるまでの道路敷を含む。

備考 1筆の土地のうち1部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び森町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

関係告示：平成18年文部科学省告示第4号

追加指定面積：80,136.37㎡

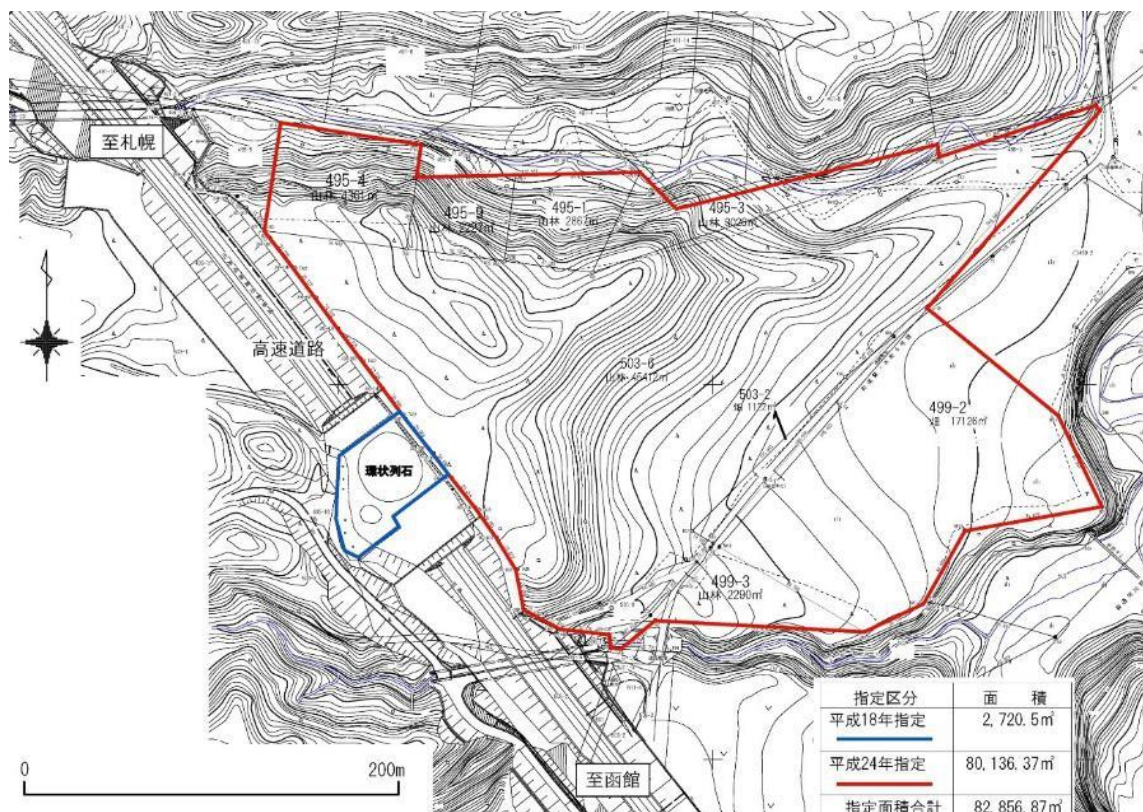
追加指定理由：「環状列石を中心とした集落の広がりが明らかになり、北海道南部から東北北部における縄文文化の実態を考えるうえで重要性が高まった。」（文化庁 2012）

追加指定後の史跡面積：82,856.87 m²

追加指定解説：「鷲ノ木遺跡は、北海道南部の噴火湾に面する海岸段丘上に形成された、環状列石を主体とする縄文時代後期初頭の集落跡である。環状列石は標高約 70 メートルの舌状丘陵先端部に立地し、中央の配石とそれを中心に 50 センチメートルの間隔をあけた 2 重の環状を呈する列石によって構成され、特に外側の環状列石は南北 37 メートル、東西 34 メートルのほぼ正円形を呈し、北海道では最大の規模を有する。

また、この環状列石の南東 5 メートルにある長軸 11.6 メートル、短軸 9.2 メートルの楕円形竪穴遺構の床面には大小 11 基の土坑墓群が切り合うことなく配置され、北海道独自の墓制である周堤墓の祖型的な構造と考えられている。このように、鷲ノ木遺跡は環状列石の規模と周堤墓の成立過程の解明にとって重要であることから、平成 18 年に史跡に指定された。

その後、町教委が平成 19 年度から平成 22 年度まで、環状列石の周囲の状況を明らかにするため発掘調査を行った結果、環状列石が立地する丘陵の東側標高 37



第 15 図 現在の史跡指定範囲

メートルから 50 メートルの低位段丘には、同時期の土坑や焼土遺構のほか、縄文時代中期から続縄文時代までの遺物包含層も広く確認された

また、丘陵の北側斜面には、環状列石と東側低位段丘を通路として結んだと考えられる沢状の地形も確認された。

このように鷺ノ木遺跡では、環状列石を中心に、集落の広がりがほぼ明らかになった。このことは、環状列石の性格究明を進めるだけでなく、掘立柱建物が環状列石の周囲に巡る等、構造が若干異なる東北北部の環状列石との関係性も注目され、環状列石を巡る当該期の北海道南部から東北北部における縄文文化の実態を考える上で、その重要性はさらに高まった。

今回、新たに条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。」（文化庁文化財部 2012）

2 史跡の概要

(1) 史跡の価値

前節で記載したように、北海道南部を代表する環状列石が周囲の遺構との関連を示す状態で良好に保存されていることが指定理由となっており、これが史跡の価値の核心と言える。「史跡鷲ノ木遺跡保存管理計画」第3章では、これら主要な遺構について次のように要約した。

ア. 環状列石（第16～21図）

上毛無沢川と下毛無沢川に挟まれる標高約67mの平坦な台地上に1基がある。環状列石は二重



第16図 発掘調査状況



第17図 環状列石全形



第18図 環状列石の中央配石



第19図 土層堆積状況



第20図 埋設土器出土状況



第21図 埋設土器

の円環状配列と中央の楕円形配石により構成され、最も外側の配列が長径36.9m、短径33.8mのほぼ円形となる。配石方法の特徴として、外環は長径40cm前後の石の長径軸を連ねて配置し、内環は長径46cm前後の石を並列させている。中央配石では長径28cm前後の石を2重に配置している。石の数は外環195個、内環198個、中央配石71個、その他内外の石を含めると合計で602個となる。石質は安山岩が最も多い。環状列石の南東側、外環の外側約1m弱の地点に埋設土器が1基発見されている。縄文時代後期前葉の土器であり、環状列石の構築及び利用に関係があると考えられる。

イ. 「竖穴墓」(第22~27図)

「竖穴墓」1号は環状列石南側約5mに位置し、長径11.6m、短径9.2mの楕円形で壁高は9~22cmである。内部に7基の土坑(墓)と4基のピットを持つ。土坑(墓)は円形および楕円形であり、覆土から縄文時代後期前葉の土器が出土している。もう1基の「竖穴墓」2号は環状列石東側約8mに位置する。遺構の底面から炭化物や焼土が混じる黒色土のプランを検出したことや既に調査を終えた南側にある「竖穴墓」と環状列石との位置関係等により、「竖穴墓」と報告したが、検出した範囲は全体の4分の1に満たない。



第22図 「竖穴墓」調査状況



第23図 「竖穴墓」完掘状況



第24図 「竖穴墓」内土坑調査状況



第25図 「竖穴墓」内土坑遺物出土状況



第26図 「竖穴墓」2号



第27図 竖穴内炭化物・焼土堆積

ウ. 配石遺構 (第28・29図)

環状列石のある台地の南東側縁辺部に4基があり、1・2号は保存状況が良い。1号配石は直径約2.5m、概ね円形だが礫の配列は雑然としており、内側に隙間が多い。大きさ20cm前後の礫を約140個利用し、北と西の2カ所の配石端部に40cm以上の礫を配置している。2号配石は直径約3.7m、概ね円形で礫の配列は比較的整然としている。大きさ40cm前後の棒状の礫を横に立たせて外縁を巡らし内側をより小さな礫を充填させ、北東と南と南西と北西の4カ所の配石端部に大きな扁平礫を配置している。横に埋め立てた礫が多く残っていることから構築時の状態を保っている。



第28図 1号配石



第29図 2号配石

エ. 竖穴住居址 (第30・31図)

環状列石のある台地の東側縁辺部に1軒がある。竖穴住居址は、平面形が不整楕円形、長軸5.05

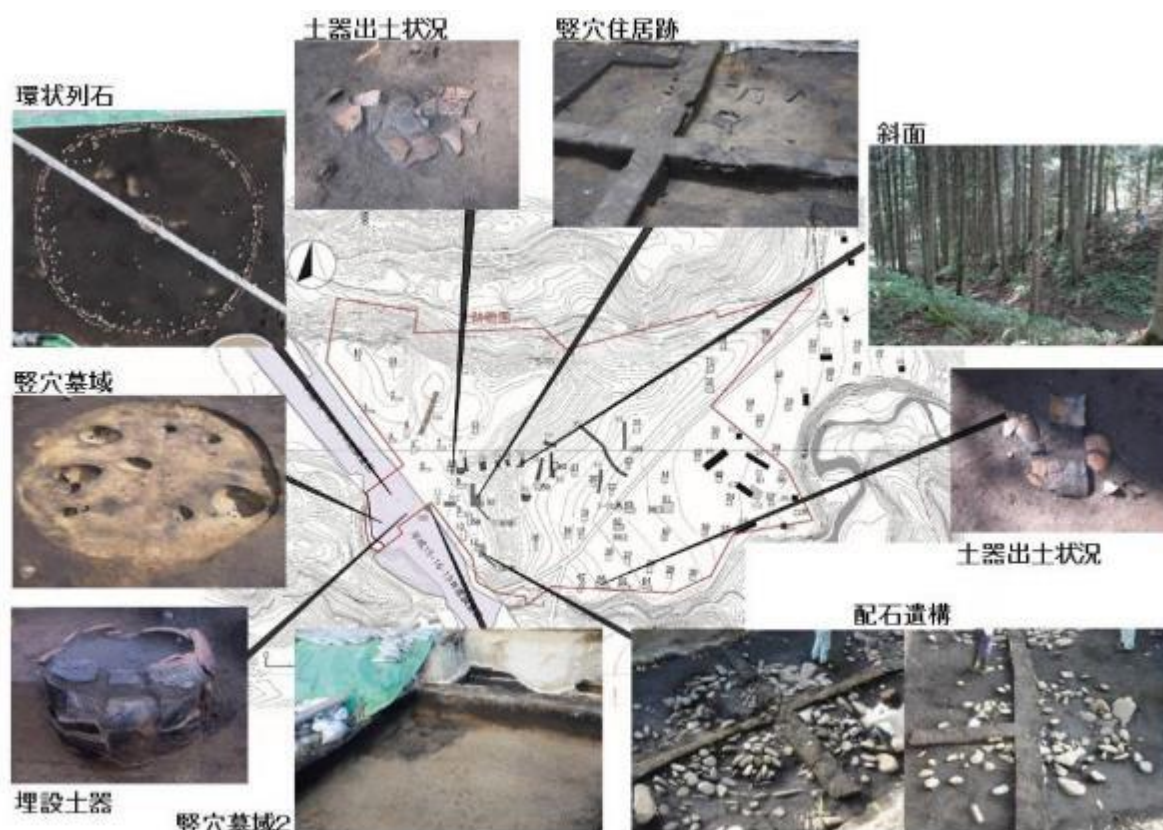


第30図 竖穴住居全景



第31図 石組炉と配石

m、短軸 4.33m、深さは最深で 0.32m の規模で、竪穴のほぼ中心には 0.7×0.6m の方形の石組炉 1 基と、その南東側に長軸を石組炉の方向に揃えた棒状礫を 2 個配置した配石と、浅い皿状のピット 3 基が発見されている。覆土と床面から縄文時代後期初頭から前葉にかけての土器が出土している。



第 32 図 鷲ノ木遺跡遺構配置図

これらの遺構群が構成する遺跡の歴史的価値については次のように総括した。

A. 北海道最大規模の環状列石

環状列石は長径 36.9m、短径 33.8m であり、全体の状況がわかる北海道最大の環状列石である。遺跡は約 1 m 以上の駒ヶ岳噴出堆積物層に被覆されていることから後世の耕作や木根等による改変の影響を受けずに埋蔵されており、保存状態もとても良好である。

B. 北海道と北東北の交流を物語る

鷲ノ木遺跡は直径 30m を超える大規模な環状列石が北海道南部から北東北までの広範囲に広がることを示す典型的な証拠である。津軽海峡を挟み、物の交流だけでなく祭祀・儀礼に関わる大規模な構造物が類似する現象は、人々の交流と共通の精神性が広範囲に伝わっていたことを示している。

C. 環状列石を中心とした生活空間

遺跡は大きく2つの段丘に広がっており、上毛無沢川と下毛無沢川に挟まれる標高約67mの高位段丘と桂川左岸の標高40～45mの低位段丘に分かれる。高位段丘では環状列石、「竪穴墓」とやや離れた地点から配石遺構、竪穴住居址などの祭祀や生活に関連する遺構が発見され、低位段丘からは環状列石と同時期の遺物が多数出土している。桂川は約1km先の噴火湾に流れ込み、環状列石が構築された高位段丘からは駒ヶ岳を含む周囲の山並みが見渡せる。遺跡は厚い火山噴出堆積物に覆われ、全体が良好に保存されている。

追加指定時の解説にない生活空間という表現を採用しているのは、指定地域内で確認された住居址が1軒のみで、単純に「集落」とは表現しがたいという認識による。環状列石構築よりやや新しい縄文時代後期中葉の竪穴住居跡は、指定地域に隣接する場所でも相当数が確認されたが、環状列石と同時期と断定できる住居址は未発見である。沢の対岸にある鷲ノ木4遺跡でも縄文後期の遺構は掘立柱建物址や貯蔵穴群、配石遺構等が顕著であるが住居跡は少ない。こうした環状列石と「竪穴墓」群を中心として、日常的な活動痕跡の少ない生活空間は、非日常的な「聖域」としての空間と考えられよう。鷲ノ木遺跡の性格の理解とそれを通じた史跡の価値の言明は、今後さらに深められる余地を残している。

(2) 史跡の構成要素

「保存管理計画」第4章では、史跡の価値と、現状を勘案し、史跡鷲ノ木遺跡の価値を構成する要素および史跡周辺地域についての構成要素を次のように把握した(表4・第33図)。

鷲ノ木遺跡の『史跡の構成要素』は「史跡の本質的価値を構成する要素」と「その他の要素」からなり、「史跡の本質的価値を構成する要素」は「主要な価値を構成する要素」と「副次的な価値を構成する要素」があり、「その他の要素」は「史跡の価値及び保存活用に寄与する要素」と「史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素」がある。

「史跡の本質的価値を構成する要素」のうち「主要な価値を構成する要素」は、発掘調査により発見された縄文時代後期の環状列石(第34・35図)とこれに関連する遺構群(「竪穴墓」(第36・37図)、配石遺構、竪穴住居跡)である。さらに、遺構群の立地条件を示し有機的な関係を構成する地形や空間を包括する自然環境(第38～42図)も含まれる。「史跡の本質的価値を構成する要素」のうち「副次的な価値を構成する要素」は縄文時代後期の前後の時期の遺構や遺物であり、主要な価値を構成する要素である縄文時代後期の遺構群の変遷を理解するうえで欠かせないものである。また、発掘調査による出土遺物、発掘調査の記録及び報告書は遺跡の理解や評価に大きく関わることから、今後の研究や調査の成果も含め、これらの保存管理が重要である。

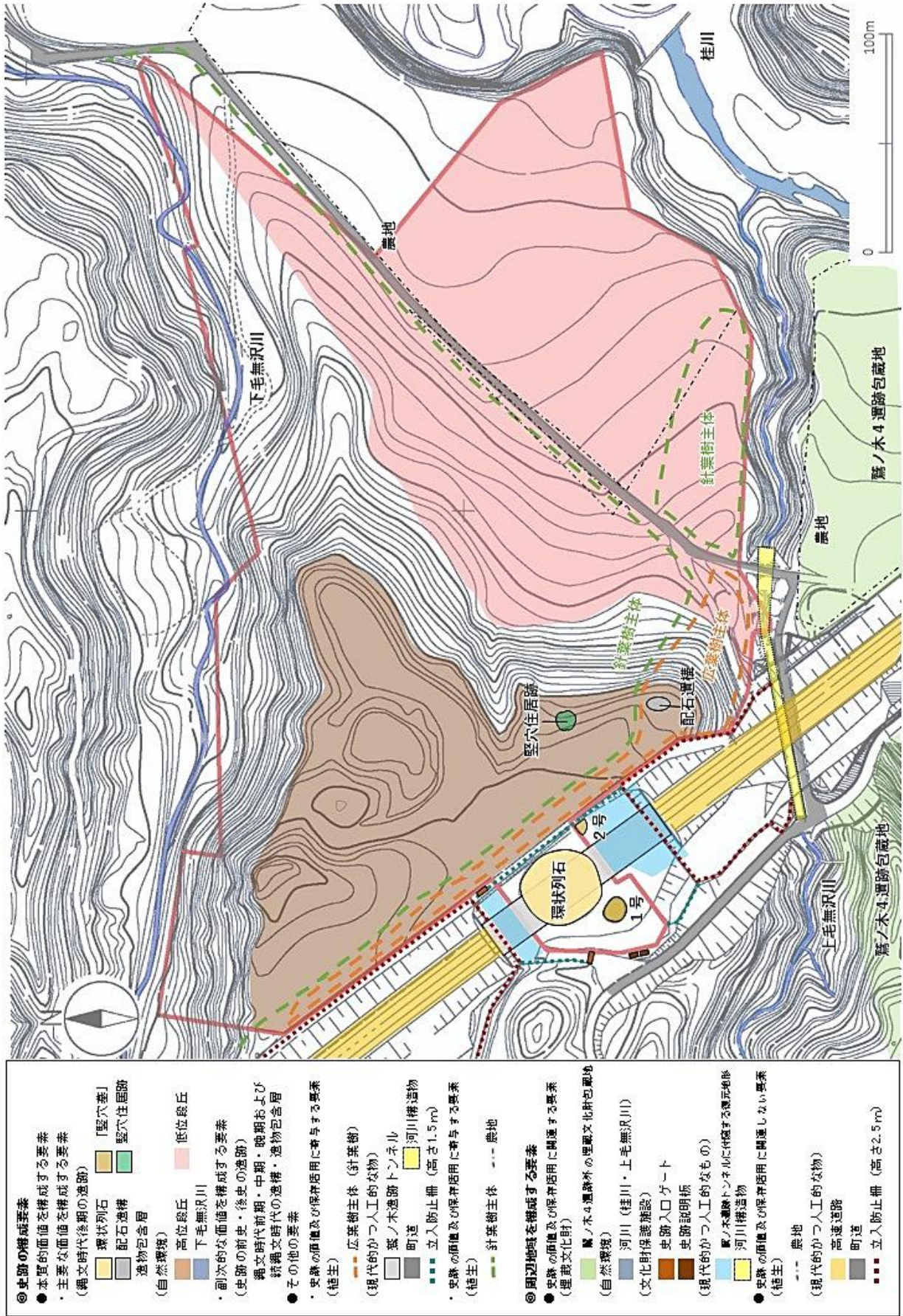
「その他の要素」のうち「史跡の価値及び保存活用に寄与する要素」は、史跡内に自生するクリやミズナラ等の天然林広葉樹であり、縄文時代の植生の理解のために今後の整備のなかで維持活

区 分		要 素	具体例
史跡の構成要素	史跡の本質的価値を構成する要素	主要な価値を構成する要素	縄文時代後期の遺跡 環状列石、「竪穴墓」、配石遺構、竪穴住居跡、遺物包含層
			自然環境 当時の地形（段丘、下毛無沢川）
		副次的な価値を構成する要素	史跡の前史・後史の遺跡 縄文時代前期・中期・晩期および続縄文時代の遺構・遺物包含層
	その他の要素	史跡の価値及び保存活用に寄与する要素	植生 天然林広葉樹・針葉樹
			現代のかつ人工的な物 鷺ノ木遺跡トンネル、町道、河川構造物
		史跡整備に伴う工作物等 説明板、園路等	
		史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素 植生 人工林針葉樹、農地	
	周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値および保存活用に関連する要素	埋蔵文化財 鷺ノ木4遺跡外の埋蔵文化財包蔵地
自然環境 地形（段丘、桂川、上毛無沢川、下毛無沢川）			
文化財保護施設 史跡入口ゲート、史跡説明板			
植生 天然林広葉樹・針葉樹			
現代のかつ人工的な物 鷺ノ木遺跡トンネルに付随する復元地形、河川構造物			
史跡の価値及び保存活用に関連しない要素		植生 人工林針葉樹、農地	
		現代のかつ人工的な物 高速道路、送電線・鉄塔、林道、町道	

表4 構成要素一覧表

用を図っていくものである。また、現代的かつ人工的なものである鷺ノ木遺跡トンネルは、その安定的な存続が史跡の現状維持を担うため、特殊な例ではあるが本要素に含まれる。同様に町道（第 43 図）、河川構造物（第 44 図）も本要素に含める。この他に、今後要素として生じることが見込まれるものとして、説明板や園路といった史跡整備に伴う工作物等がある。「その他の要素」のうち「史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素」は、人工林である一部の針葉樹、農地がある。

鷺ノ木遺跡の『史跡の周辺地域の環境を構成する要素』は「史跡の価値及び保存活用に関連する要素」と「史跡の価値及び保存活用に関連しない要素」がある。「史跡の価値及び保存活用に関連する要素」は、ほぼ同時期の利用状況を示す鷺ノ木 4 遺跡とその他の埋蔵文化財包蔵地、地形を含む自然環境として段丘や河川である桂川（第 46 図）・上毛無沢川（第 47 図）・下毛無沢川、天然の広葉樹・針葉樹、史跡の保護施設として史跡入口のゲート（第 48 図）と史跡の説明板（第 49 図）、現代的かつ人工的なものとして鷺ノ木トンネルに付随する復元地形（第 50・51 図）と河川構造物がみられる。「史跡の価値及び保存活用に関連しない要素」は、人工林である一部の針葉樹、農地、現代的かつ人工的なものとして高速道路、送電線と鉄塔、町道等（52・53 図）がある。



第33図 史跡の構成要素分布図



第 34 図 環状列石（北から）



第 35 図 環状列石シート被覆状況（北から）



第 36 図 「竖穴墓」1号（南から）



第 37 図 「竖穴墓」2号（南西から）



第 38 図 自然地形：高位段丘（北西から）



第 39 図 自然地形：斜面（北から）



第 40 図 自然地形：斜面（南東から）



第 41 図 自然地形：低位段丘（北から）



第 42 図 下毛無沢川（北東から）



第 43 図 町道（北東から）



第 44 図 河川構造物（南西から）



第 45 図 環状列石東側立入防止柵（北西から）



第 46 図 桂川



第 47 図 自然地形：上毛無沢川（南西から）



第 48 図 史跡入口ゲート（南西から）



第 49 図 史跡説明板（南西から）



第 50 図 環状列石北西側復元地形（南西から）



第 51 図 環状列石南東側復元地形（南西から）



第 52 図 高速道路地下を潜る通路（東から）



第 53 図 史跡入口前の通路（南東から）



第 54 図 環状列石北西側立入防止柵（南東から）



第 55 図 環状列石南東側立入防止柵（北西から）



第 56 図 環状列石南西側立入防止柵（北西から）



第 57 図 環状列石北西側立入防止柵（北東から）

(3) 保存の現状と課題

町が保存管理団体として、史跡の本質的価値を保存するため、構成要素の保存に当たっている。

ア. 現状

所有と占用

当初指定区域

- ・環状列石と「竪穴墓」は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有する高速道路区域内にある。平成 23 (2011) 年 11 月に指定地域の地下を通過する「鷲ノ木遺跡トンネル」を含む道央道森 IC～落部 IC 間の供用が開始され、以後指定地域を含む鷲ノ木 495-12 の土地 4,964 m²について森町が道路法第 32 条に基づく占用の許可を受け、公園整備の目的で占用している(以下、占用許可を受けている範囲を「道路区域」とする)。
- ・道路区域は、高速道路への侵入防止柵に囲まれ、関係者以外の立入りを禁じている。

追加指定区域

- ・森町がすべて公有化して管理している。
- ・全体が 1 m 以上の火山噴出物・表土に覆われており、試掘調査時のトレンチもすべて埋め戻している。

①史跡の本質的価値を構成する要素

a. 主要な価値を構成する要素：縄文時代後期の遺跡・自然地形

縄文時代後期の遺跡（環状列石）

- ・環状列石等を被覆していた表土・火山灰層は発掘調査により除去してから 18 年が経過。
- ・環状列石を構成する石は、基本的に土のうで固定し、断熱シートで被覆している。
- ・平成 24 年 (2012 年) 7 月に環状列石内部の 1 箇所では口径 40 cm ほどの陥没が発見され、町教委が陥没の断ち割り調査を行った結果、陥没は地表から約 2 m 下のトンネル函体まで続き、函体上面を覆う縁切鉄板と、工法上の必要から函体脇に残置された箱型ルーフ（断面方形の鋼管）の境に位置していることが確認された。陥没穴は簡易的に土のうを詰め、コンパネ・断熱シートで覆っている。
- ・平成 26 年 (2014) 度にトンネル上の範囲で三次元地中レーダーにより地下空洞の探査を行った限りではほかに明確な空洞は確認されていないが、平成 30 (2018) 年に、口径 5 cm、深さ約 15 cm 程度の空洞が 2 カ所確認されたので、空洞に山砂を詰めてシートで覆っている。その後空洞の広がりは見られない。
- ・環状列石等がある指定地域には融雪水・雨水等を管理する排水溝等の施設はなく、除雪も行っていない。

縄文時代後期の遺跡（「竪穴墓」1号）

- ・墓坑を山砂で埋めるとともに、竪穴全体も山砂で覆い、さらに全体をシートと土のうにより養生している。

縄文時代後期の遺跡（「竪穴墓」2号）

- ・道路区域にある指定地外は発掘調査しているが、史跡内は未調査である。
- ・調査した部分の竪穴は土のうと堀上げ土で覆い、全体をシートと土のうにより養生している。

縄文時代後期の遺跡（配石遺構・竪穴住居跡）

- ・試掘調査で確認し、記録を取った後、すべて土のうで養生して埋め戻している。

自然環境（当時の地形）

- ・道路区域では、環状列石等の発掘範囲と発掘範囲外との間が大きな段差となり、土のうを積みシートで仮養生することで地形の崩壊を防いでいる。
- ・基本的に地形の改変は行っていない。

b. 副次的な価値を構成する要素：縄文時代前期・中期・晩期および続縄文時代の遺構等

- ・「竪穴墓」1号周辺の続縄文時代の土坑は調査後に埋め戻し、盛土を施している。
- ・後期前葉の環状列石、「竪穴墓」構築以前の遺構は未確認、未調査である。

②その他の要素

a. 史跡の価値及び保存活用に寄与する要素：植生、人工・工作物

植生（天然林広葉樹・針葉樹）

- ・天然林はほぼ広葉樹が占め（「針葉樹」は未確認だが表示しておく）、追加指定地の高位段丘上の南東側から高速道路に面した南西側の段丘端部を中心に分布している。追加指定地の山林は森町が所有しており、クリ、クワ、ミズナラなど合わせて200本以上を確認している。
- ・縄文時代の花粉分析結果から、当時は主としてクリ属、コナラ属コナラ亜属、トチノキ属等が見られ、地点により割合を変えながら分布していることが想定できる。

現代のかつ人工的な物（鷺ノ木遺跡トンネル・町道・河川構造物）

- ・高速道路の鷺ノ木トンネルは、史跡地下2.3~2.8mの高さにトンネル函体の上端があり、函体は約14m×44mの範囲にわたり環状列石とその地盤を支える。トンネルの維持管理は道路管理者が行っている。
- ・町道4号線は厚さ数cmの簡易なアスファルト舗装道路である。史跡に至る唯一の車道であり、道路区域の指定地域の維持管理もこの路線を通るが、林業事業者にとっても桂川流域の山林からの木材搬出等のために不可欠の路線である。
- ・河川構造物は、一部が史跡にかかる上毛無沢川の左岸の法面を覆う護岸用のコンクリート塀がある。

整備に伴う工作物（説明板、園路等）

- ・現在、史跡内には説明板、園路等は、設置していない。
- ・境界標を含め指定地域内外の公有地との境界を示すものとして、部分的に仮設杭がある。

b. 史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素：植生

植生（人工林針葉樹）

- ・人工林針葉樹は2,000本を超えるトドマツと200本近いスギが見られ、追加指定地の高位段丘から斜面を含め低位段丘の町道までの範囲と低位段丘の南側に分布している。これらは森町が所有・管理している。
- ・上記のトドマツは公有化以前においても所有者による積極的な維持管理はなされておらず、公有化後も森町では不定期な見回り以上の管理は行っていない。
- ・現状のトドマツは高さ20m前後のものが多く所々過密状態で林立し、さらに強風による倒木が見られることから、史跡への影響が危惧される折れた幹や枝の清掃等、最小限の維持管理を行っている。
- ・追加指定地の低位段丘に畑地があり、かつて耕作されていたが、平成14年以後は所有者等による利用や維持管理が行われておらず、現在は雑草が生い茂っている状態である。公有化後も不定期な見回り以上の管理は行っていない。

イ. 課題

①史跡の本質的価値を構成する要素

a. 主要な価値を構成する要素：縄文時代後期の遺跡・自然地形

縄文時代後期の遺跡（環状列石・「竪穴墓」）

- ・環状列石等の遺構は、シートと土のうで養生しているが、風雨の影響は避けられず、毀損の進行が危惧されるので、それらの影響が最小限にすることができる措置を検討・実施しなければならない必要がある。
- ・融雪水・雨水による侵蝕や水分の凍結・融解等による配石の破損や移動を防ぐため、恒久的な効果のある措置を実施することが必要であるが、道路占用許可条件やトンネルの「荷重制限」なども勘案しなければならない。遺構保護層の被覆、排水施設の設置などの検討が必要である。

自然環境（当時の地形）

- ・発掘範囲とその外の間にある1m以上の段差の崩壊を恒久的に防ぐための措置が必要である。
- ・地形の改変等がないよう現状維持する必要がある。

b. 副次的な価値を構成する要素：縄文時代前期・中期・晩期および続縄文時代の遺構等

- ・本質的価値をもつ縄文時代後期の遺構群の変遷を理解するうえで重要なものであるが、中期以前の遺構の範囲等を確認するためには、現在の環状列石等が構築された時期の遺構面を掘削する必要があることから、現実的ではなく、調査は最小限にとどめる必要がある。また、続縄文時代の遺構に関してはすでに調査で記録保存がなされている。これらは、史跡の保存のための措置や主要な価値を構成する要素の整備に影響を与えない範囲で保存を図る。

②その他の要素

a. 史跡の価値及び保存活用に寄与する要素：植生、人工・工作物

植生（天然林広葉樹・針葉樹）

- ・植生、景観を縄文時代に近づけることは史跡の理解に寄与するものであり、防災や史跡内の環境保全、望ましい景観形成等の観点からの意味を持つと考えられるが、広大な指定地域全域の維持管理を徹底することは容易ではない。

現代のかつ人工的な物（鷲ノ木遺跡トンネル・町道・河川構造物）

- ・鷲ノ木トンネル及び高速道路は、史跡の環境や景観に最も大きな影響を与える要素であり、日本高速道路保有債務返済機構及び道路管理会社との間で十分な合意形成を行い、密接な連絡を保ちながら史跡の保存管理を実施する必要がある。
- ・町道は林業事業者の利用等といった産業目的の通行と史跡の管理を両立していかなければならない。
- ・上毛無沢川の河川構造物は地形の崩落を防ぎ、河川の流れを安定させており、史跡の現状維持を担うため、河川管理と史跡の管理を両立していかなければならない。

整備に伴う工作物（説明板、園路等）

- ・現状では史跡内に存在しないが、設置する場合は、景観等に配慮する必要がある。

b. 史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素：植生

植生（人工林針葉樹）

- ・トドマツの人工林は縄文時代の植生や景観を直接反映するものではなく、植生管理計画の策定のうへ史跡の保存状況や公開・活用に影響がないよう計画的に伐採を行う必要がある。

（４）活用の現状と課題

町教委が主体となり、普及啓発資料作成、関連資料の企画展示、史跡の現地見学会等を実施し、史跡の価値の普及啓発に向けた取組みを行っている。

ア. 現状

a. 普及啓発資料作成

- ・史跡の概要のほか、その理解促進を図るために森町の縄文文化や歴史概要が理解できるパンフレットや冊子を適宜作成し、町民や来訪者に配布している。

b. 関連資料の企画展示

- ・市街地に近い森町遺跡発掘調査事務所では、史跡鷲ノ木遺跡の紹介に重点を置きながらも森町の遺跡が通史的に理解できる考古資料を通年で展示公開し、さらに鷲ノ木遺跡や縄文文化全般に関する企画展示も1年に1回実施している。事務所への見学者数は、年間を通じて、令和2（2020）年度が787人（令和元（2019）年度：660人）である。

c. 現地見学会等

- ・道路区域は立ち入り制限があるため、通常の史跡見学は、町教委が年数回開催する見学会等の機会に限られる。
- ・見学会は事前申し込みによる人数制限、集合場所から史跡までは町バスによる往復の移動、

町教委担当職員の同伴が必要などの条件がある。

- ・見学時の公開範囲は、環状列石と「堅穴墓」がある道路区域に概ね限定している。その場合でも環状列石は一部シートや土のうで覆われている場合や、「堅穴墓」に関しては全面を覆っており、全容を公開していない。
- ・見学は、東日本高速道路株式会社が設置した説明板が指定地域西端に接する町道4号線敷地内からスタートし、道路区域に立ち入る際のゲートを通り、道路区域に入り、環状列石等を町職員の案内のもと見学し、スタート地点に戻る行程である。
- ・見学時は、道路区域の直下にある高速道路への落下物や走行車の運転の支障にならないよう町教委職員が必ず同行しながら、注意喚起をしている。
- ・見学範囲である道路区域からは、周囲の山林基調の景観を断ち割るように高速道路の構造物とそれに沿った地形改変（台地部分の切通しと谷部分の盛土・橋梁等）が見渡され、通行車両の騒音も及んでいる。
- ・現地では、ヒグマ、マムシ、スズメバチ等の危険生物への注意喚起や対策も必要である。
- ・団体等の見学希望への対応は例年5～10月に限られ、冬季は閉鎖状態にある。
- ・大型バスによる町道4号線の運行は、道幅が狭いため道路区域に入るゲートの手前200m近くで見学者を降ろして旋回するが、道路脇の樹木の枝葉や道路の凹凸により車体に損傷を与える危険性から運行できない場合がある。
- ・史跡への見学者数は、団体等の現地案内をしたもので令和2(2020)年度が264人(令和元(2019)年度：425人)である。
- ・現地の作業や巡視により史跡へ行った際に個人の車両を1～2台見かけることが多く、試算では5～10月の間に330台、1台2名として660名が訪れていることになる。
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に伴い、団体見学の要望や個人的な来訪の増加が見込まれる。

イ. 課題

a. 現地見学会等

- ・史跡の「見学会」方式は、個人の見学希望者への対応であるが、人数や時間の制限があるため史跡の活用は限定的となる。
- ・史跡の「見学会」方式は、見学者の安全性等を確保するためである。国道5号から説明版やゲートの位置まで、基本的に常時解放された公道を經由して到達できるが、道幅が狭く、対向車のすれ違える場所は限られる。また、国道と低位段丘面の間は沢沿いの斜面を通過しており見通しが良くないうえしばしば法面の倒木や出水の影響を受ける。さらに、国道との交差点は札幌側から見て国道湯の崎トンネル出口のすぐ先にあつて信号もなく、分岐・合流も安全とは言えないため、史跡への自由な往来を周知していない。
- ・一般公開を行っていない旨の周知が浸透しない。

- ・史跡見学の準備作業や当日対応（除草、シート・土嚢の点検、危険生物への対応）は、文化財担当職員数や通常業務の程度を超える場合が多く、団体等や見学会の増加は通常業務の範囲では困難な場合が生じる。
- ・団体等の大型バスによる見学要望は、職員と公用車による対応の問題から断らざるを得ない場合が生じる。
- ・見学者が危険生物と遭遇することを防ぐために、例えば史跡範囲内にクマよけの電気柵を巡らすことや、草刈り等の植生管理による危険生物と遭遇しないための見通しの確保及び危険生物に適した生息条件を取り除くこと等に日常的な管理や対策を検討する必要がある。

（５）整備の現状と課題

史跡は未整備であり、現況のなかで町教委の立会いのもと開催される見学会等により期間限定で公開している。

ア．現状

a. 保存のための整備

- ・史跡は未整備であり、環状列石等の遺構を限定的に公開する場合、部分的にシートや土のうを人力により除去し、それ以外はシートや土のうを被覆して養生したままの状況で対応している。

b. 活用のための整備

- ・来訪者のための駐車場やトイレ等の便益施設はない。
- ・電気・上下水道等の一般的なインフラは整備されていない。
- ・携帯電話による通信も、地形の影響から常に良好とは言えない。

イ．課題

a. 保存のための整備

- ・道路区域の遺構等に関しては、道路占用許可条件やトンネルの「荷重制限」に対応する形で恒久的な保護措置を取ることが望ましい。
- ・トンネルの「荷重制限」を勘案し、遺構を単純に保護層等で被覆するのも、一つの方策であるが、その際には史跡の本質的価値ともいえる環状列石を何らかの方法で復原するなど考える必要がある。
- ・現状の環状列石の公開にあたっては、他の遺跡の環状列石の保存事例などからみて、石や地面の保存処理が必要不可欠であるが、その実施に当たっては、パイロット的な作業やモニタリングなどが欠かせない。いずれにしても恒久的な措置には課題が多く、相応の時間が必要である。
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に伴い、来訪者の増加も予想される。さらに史跡へのアクセスを完全に遮断できないことから、無断侵入による遺跡の荒廃なども懸念さ

れる。

- ・以上のことから、史跡の中核的な区域を主として、早期の整備・公開を図ることが望まれる。

b. 活用のための整備

- ・本史跡の活用のうえで最も重要と考えられるのは、環状列石を中心とした縄文時代の遺構をできるかぎり恒常的に来訪者に公開すること。
- ・公開にあたっては来訪者が遺跡の形状・構造をよく理解することができ、なおかつ遺構自体や保護のための施設を傷めることがないように、例えば環状列石を展望できる施設や遺構保護柵等の設置が必要と考えられる。
- ・道路区域内にある遺跡を公開するためには、道路への転落など来訪者がかかわる事故を防ぎ、かつ、史跡参観以外の目的で自動車専用道路への侵入を試みる者を排除するための配慮が欠かせない。例えば、ガイドを兼ねた監視人や監視カメラの配置等が考えられ、そうした管理の中核となる現地施設の整備も必要となるかもしれない。
- ・管理用の施設には来訪者用を含めた駐車場、休憩場所やトイレ、遺跡内容を解説する展示室なども併設されることが望ましい。
- ・史跡付近に電気・水道供給がなく通信条件も良好ではないので、上述のような施設を整備し機能させること自体が大きな課題である。
- ・遺跡に至るまでの交通の安全を確保するための道路改良なども重要な課題である。
- ・史跡の本質的な価値を構成するものではないが、指定地域内の植生復原も重要な整備の対象である。現状を縄文時代の植生、景観に近づけることは短期的に実現できることはないので、中長期的な計画を策定し、現状を十分に把握しながら、優先順位を決め、必要に応じた作業を進めることが望まれる。

3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

前節 2 史跡の概要（4）活用の現状と課題で示したように、鷲ノ木遺跡の公開活用については、現状では見学会方式を採用し、限定的な公開を行っている。理由は史跡の保全と見学者の安全性を優先し、かつ史跡の管理・運営体制等で実施が可能なためである。

限定的な公開について、公開場所は高速道路用地内であること、環状列石等は未整備で一部或は全体をシートで被覆していることから一般公開していないという状況はある程度認識されており、その理解もある。しかし、将来的な一般公開を望む声は町内だけでなく、町外からの声も比較的多い。

このことに対し、史跡内の整備において、史跡の保全や見学者の安全性を考慮することはできるが、史跡までのアクセス方法やインフラの整備など、史跡外の周辺の状況の改善について、関係者・機関等と協議・連携していく必要がある。

公開活用に必要となるガイダンス施設、管理施設・便益施設等を整備し機能させるには、電気・

水道の安定的な供給が不可欠で、通信条件も同様となる。さらに、遺跡に至る交通の安全を図るための道路改良は、見学者が安全かつ自由に遺跡を訪れる機会を提供する。

上記整備の実現には、十分な時間と予算が不可欠であるが、現状を的確に把握した上で、優先順位を検討し、その後の中長期的な整備を視野に入れながら、当面は短期的な整備を進める。

4 広域関連整備計画

遺跡のある鷺ノ木地区には、文化的資源が集中している。周辺の市街地や駒ヶ岳・赤井川地区、砂原地区、濁川地区などにも文化資源がまとまっている。これらはその価値や内容については、十分に把握できているわけではないが、各地区を超えて関連をもった文化資源等も見られる。こうした関係に注目して、これまで駒ヶ岳や町内の文化・観光資源をめぐるツアー等も検討、開発されている。

鷺ノ木遺跡の整備が進み一般公開がある程度可能になれば、鷺ノ木遺跡を柱とした地域資源のPR、観光ツアーの実施などが大いに見込まれる。現地に足を運んでもらい、実物を見ながら案内・解説を受けることで、個別資源の理解や広範な地域全体への理解にも繋がる。こうした地域の多様な資源を接続し、活用することで、史跡への理解も醸成され、その相乗効果により豊かな地域社会の形成が期待される。

第4章 基本方針

1 基本理念

史跡鷲ノ木遺跡は縄文文化後期前葉の環状列石を中心とした聖域空間を示す遺跡である。寛永17年（1640年）の駒ヶ岳火山の噴出堆積物（軽石粒）の堆積に厚く覆われ、近現代の地表面の改変を受けることなく、良好な遺存状態で発見された。環状列石は長径36.9m、北海道最大規模をほこり、遺跡全体の西寄りの丘陵上の平坦面に形成されている。隣接して、堅穴内に複数の土坑墓が築かれた、同時期の「堅穴墓」2基が存在する。これらの中心的な遺構群の東側を取り囲むように、丘陵斜面から低位段丘面へと遺跡の広がりが続く。その間には配石遺構や堅穴住居跡なども発見されているが、その数は少なく、むしろ遺跡全域が聖域空間であり、その最奥部に環状列石と「堅穴墓」群が位置するといった特徴を有する。遺跡から遠望される駒ヶ岳や羊蹄山などのランドマークを取り込んだ遺跡景観は、当時であっても聖域空間を演出する借景的要素であったと評価される。

本遺跡は高速道路の建設の際に発見され、発掘調査、現状保存に至った経緯がある。遺跡の中心である環状列石の直下に高速道路のトンネルを貫通させながらも、遺構を現状保存できたのは、現代の土木技術の粋を結集してトンネル掘削の工事を遂行できたためであり、またそれを実現させたところの、現代そして未来の人類にこの史跡を残そうとする強い決意の表明があったからである。高速道路の安全性を技術的に確保しながら、史跡の保存・活用・整備を継続することは、本遺跡にとっての課題であると同時に、この実践は現代社会のためめぬ営みと史跡の保護活動との両立を目指す実例として、地域住民とともに広く社会に発信する意義を有する。

2 基本方針

A. 本質的価値の確実な保存

高速道路のトンネルの直上に位置する環状列石、「堅穴墓」群については、被覆土が無く、かつ直下がトンネル天井になっているために、年間を通じての雨水、積雪、凍結、乾燥への対策が不可欠である。現地表面・地表下の通時的観測を続けながら経年変化を最小限にとどめるための保存対策を実施・継続する。これらの作業は高速道路の維持管理と文化財保護の十分な調整を通じて実施していく。周辺の地形とそこに包蔵される配石遺構や堅穴住居跡の遺構群、遺物包含層は厚く堆積している火山噴出堆積物（軽石粒）により雨水、積雪による価値の棄損は極めて少ないと考えられるが、トドマツなどの人工針葉樹の自然倒壊による棄損を防ぐために、植生の維持管理を継続して実施する。

B. 本質的価値の顕在化

環状列石と「堅穴墓」群を中心として、日常的な活動痕跡が少ない周辺地形の広がり全体が、

本遺跡の最大の特徴である聖域空間を構成している。すでに発掘調査を実施して被覆層を除去した環状列石と「竪穴墓」群は、積雪のある冬季間を除き、実物の露出展示を行う。また、本遺跡の特徴を来訪者にわかりやすく理解してもらい、かつ遺跡全体の聖域性を棄損することのないように、適切な設置場所と設置数、配色・デザイン等に配慮して、説明板や標識を効果的に設置する。なお本遺跡の性格をさらに詳しく究明する調査や比較研究を推進し、遺跡の特質をより明確にしていく。

C. 関連する文化的資源の活用

聖域空間である本遺跡の本質的価値の中心をなす環状列石と「竪穴墓」群とが形成された同時期の遺跡・遺物が、本町域ではあまり発見されていないが、それに先行する時期、後続する時期の遺跡は多く存在する。本遺跡とそれらの遺跡・遺物との関連を明らかにし、その解説を適切に実施することによって、当地において縄文文化の地域社会がどのように形成されたかを、住民や遺跡来訪者に的確に伝える。

また、本遺跡の脇を流れる桂川は季節になると今でもサケが遡上する。史跡指定範囲に含まれないが、本遺跡を営んだ当時の人たちの活動を理解するために欠かかせない要素であり、本遺跡を構成する遺構群とともに文化的資源と評価して活用を図る。さらに、本遺跡の環状列石を現状保存するために、直下に建設された高速道路のトンネルは、現代の土木技術を駆使した工事と遺跡保存活動との両立を実現させた記念碑的建造物であり、遺跡保存の実践例として活用していく。

D. 地域に根ざした保存と活用

本遺跡は高速道路の建設工事の際に発見され、その保存をめぐり考古学関連の各種学会や住民を中心とした団体が、いろいろな活動を展開し、今日の現状保存に至っている。その団体は現在まで継続して、町教委と連絡をとりながら、本遺跡の保存や活用にかかわる諸活動を展開してきた。今後は、このような団体や住民との連携をさらに深めながら、保存・整備に向けた各段階での諸活動の情報を提供し、また遺跡周辺の美化活動や周辺の自然環境や町内の埋蔵文化財について学習しながら、住民に期待される活用のあり方を検討、実践してゆく。

E. 地域づくり・まちづくりにおける位置付け

本町は幕末・明治期の北海道開拓期にあつては、本州と道南、そして札幌圏とを結ぶ交通の要衝であった。関連する史跡等として国指定史跡の東蝦夷地南部藩陣屋跡砂原陣屋跡や、榎本軍鷲ノ木上陸地跡、明治天皇やイザベラ・バードも利用した「森蘭航路」の森棧橋跡などが存在する。そして、鷲ノ木遺跡の環状列石は東北北部（青森市小牧野遺跡など）から道央（小樽市忍路環状列石など）にかけて存在する縄文後期の環状列石と同型式の構造であり、交通の要衝としての地域間の連携の結節点としての地勢的な位置づけは、縄文文化の時代にまで遡ることが明らかになってきた。これまでも上記の砂原陣屋跡などの整備・活用に向けた調査を実施してきたが、今後は本遺跡の保存、整備、活用の計画と密接な関連をはかりながら、人・文化の往来の要衝の地としての本町の地域づくり・まちづくりにおける中核として位置づけ、その実現を目指す。

第5章 整備基本計画

1 全体計画及び地区区分計画

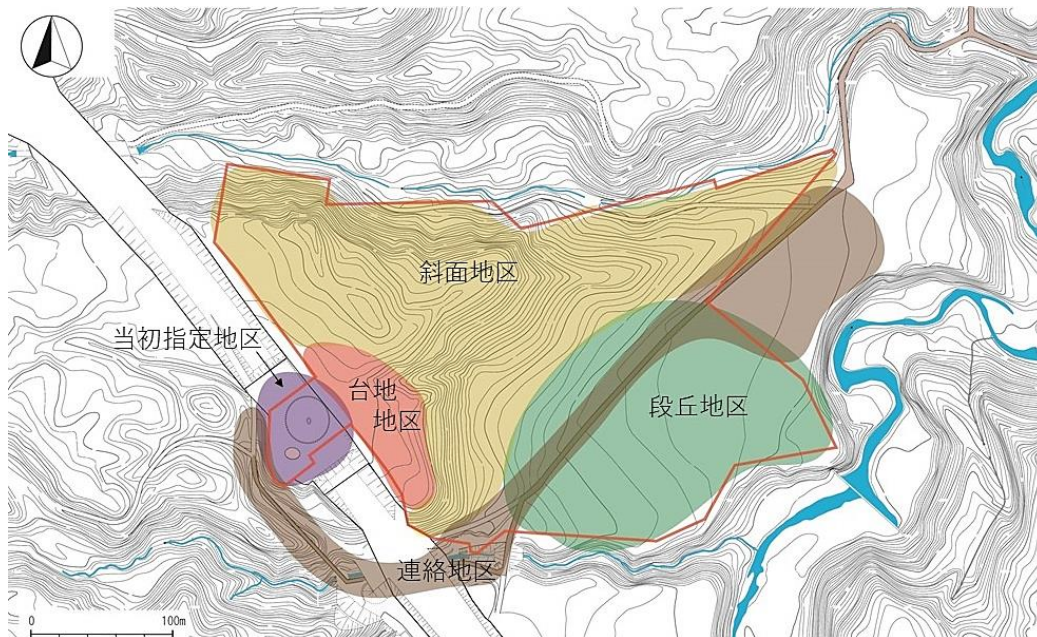
面積 8ha を超える指定地域は、史跡の本質的価値を構成する要素の分布や整備着手前の土地利用の状況などは一様でなく、必要となる整備の内容も場所ごとに異なる。前章で示した整備の基本方針を実現するために必要な整備内容を明確化するうえで、史跡の現状に応じた地区区分を行い、各地区で求められる整備方針を示す。

(1) 地区区分計画

保存管理計画では高速道路用地である道路区域を「最初の指定地」、道路区域外を「追加指定地」としたが、このうち「追加指定地」をさらに4つに区分し、全体で5地区とする（第58図）。

- ①当初指定地区：環状列石が位置し、指定地域と高速道路の道路区域が重複する範囲を中心とした地区。
- ②台地地区：当初指定地区に接して標高 70m 前後の平坦な台地上を占め、環状列石と概ね同時期の縄文後期の遺構が集中する地区。
- ③段丘地区：桂川に沿った標高 40m 前後の低位段丘を占める地区。
- ④斜面地区：台地地区と段丘地区の間を占める地区。
- ⑤連絡地区：以上の①～④の地区を結んで走る町道に沿った地区。

各地区の範囲は必ずしも史跡指定地域に限定せず、指定地域に接して史跡の保存・活用に関係を持つと考えられる範囲を含めて検討する。



第58図 地区区分概念図

(2) 全体計画

鷲ノ木遺跡の全体整備は、第4章で示した基本理念及び基本方針に基づき行う。

本来的には、インフラ整備を含めた遺跡全体の整備や恒久的なガイダンス施設の建設などが求められるが、町の財政的な問題などもあり、それらは短期的な整備を進めながら、中長期的な整備計画の中で検討・実施していくこととする。しかしながら、早急な環状列石等の保存対策が必要であるとともに、「縄文遺跡群」の世界遺産登録効果等による公開要望も多い。したがって、当面の整備は保存と公開、実効性の観点から、環状列石等のシートや土のうによる一時的保護措置の早急な改善と当面の来訪者対応による管理・便益施設等の設置を行う。

本計画期間である令和8年度までの各地区における整備方針及び内容は次のとおりとする。

ア. 当初指定地区

史跡の本質的価値を構成する遺構が集中する地区であり、できる限り恒常的に来訪者が遺跡を観覧し、その内容と意義を正確に理解することができるよう、またこの公開により遺跡の保存に支障をきたすことがないように整備を行う。

イ. 台地地区・斜面地区

当初指定地区への主要な動線として位置付け、園路整備を進めるとともに、遺構と道路構造物の保護及び来訪者の安全や展望の確保のため、伐木等の植生整備を行う。園路沿いには台地地区の地下遺構について来訪者が理解できるような解説板、展望デッキ等の眺望点の整備を行う。

ウ. 段丘地区・連絡地区

段丘地区及び連絡地区は、便益・管理施設としてガイダンス施設兼休憩所とトイレ、エントランスや体験学習の場の機能を備えた多目的広場を設置するが、これらの施設は指定地域内においては原則として仮設とする。また、連絡地区のうち当初指定地区に接する範囲は公開部分への副次的アプローチ及び管理のための副次的空間と位置づけ、斜面地区を利用したアプローチが困難な来訪者や管理作業のためにトイレ・管理事務所・駐車場の整備を行う。

以上各地区の整備のほか、恒久的なガイダンス施設等の設置をはじめとする中長期的な整備内容についての調査研究を行う。次節からの細計画は、本計画期間を対象に述べていく。

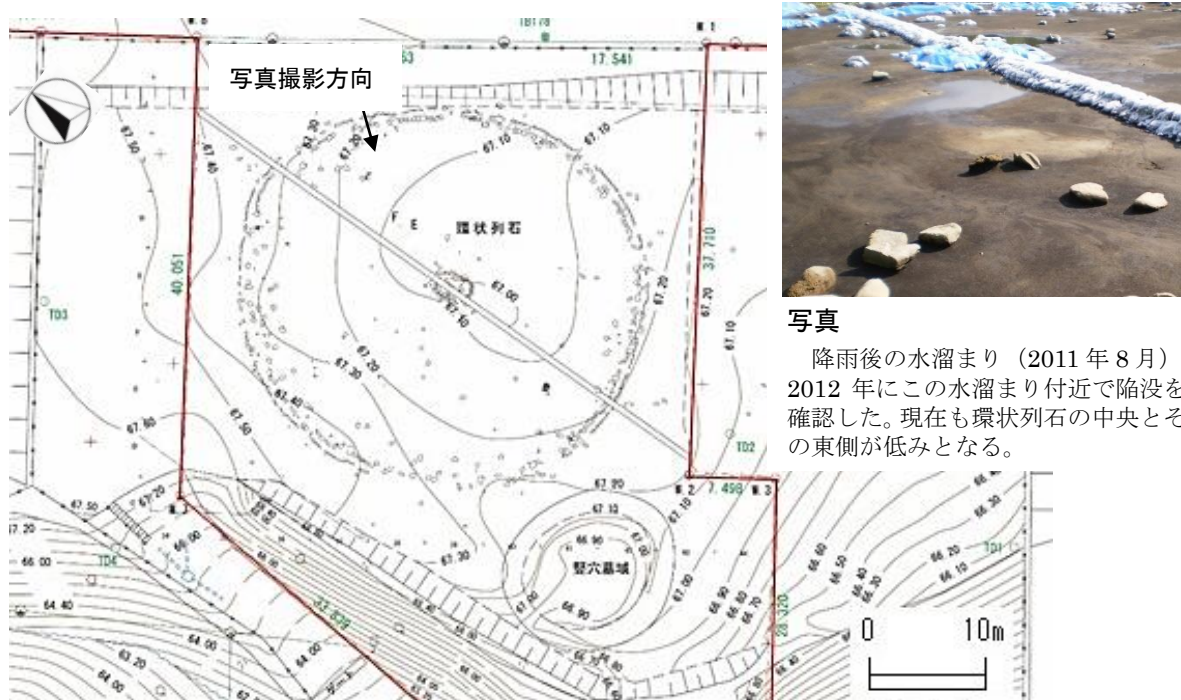
2 遺構保存に関する計画

(1) 遺構の被覆

当初指定地区の遺構の公開は仮設の養生を取り除き、風雨や凍結・融解による侵蝕・風化や、来訪者による踏み荒らしを防ぐ恒久的な措置を施す。

その際、風化や踏み荒らしを防ぐ遺構面の被覆が必要であるほか、浸透した雨水・融雪水がトンネル函体上で滞留してその水位が上下することにより地中で侵蝕を生じ、ひいては遺構のき損に至る可能性を考慮した整備が求められる。被覆措置の設計は、令和4年度に当初指定地区を中心に地下水位の変動調査を行い、雨水・融雪水の浸透（遺構露出部分の地表からの浸透と北東側台地地区からの差し水の両者を考慮）を排除する必要の有無を判断したうえで、必要な場合には遺構の保存と両立する適切な排水の施設を検討し、整備する。そのため被覆は、一方で排水のために必要な勾配や施設埋設のための深度確保やトンネルの耐荷重の許す範囲を考慮して整備しなければならない。耐荷重の制約などから新たな施設設置のために遺構面を部分的に掘削せざるを得ない場合も想定し、令和4年度に環状列石の中央配石と周辺を中心に発掘調査を行い、現状で把握できていない地下遺構の有無・密度等の確認をしたうえで設計を行う。

以上の調査結果を基に設計を行うが、現在想定される被覆及び排水については次のことが考えられる。現状で、遺構面は窪み等による高低差で水が溜まる部分があるため、高低差を解消するための盛土等の被覆層が必要となる。排水は、表面排水や被覆層中に整備する排水構造（暗渠等）、史跡外も含めた流水経路や流末等を検討し、排水計画を作成する。



第 59 図 環状列石詳細地形図

被覆計画を左右する事項としては、環状列石上に保存された地層観察用の畔を維持するか否か、「竪穴墓」の内部を窪んだ状態で維持するか否か、環状列石の根固めや被覆表面の植栽の方法等がある。こうした個別箇所の扱いは、当初保存地区に露呈した遺構面総体の現状保存に関する上記のような配慮を優先して判断する。

（２）環状列石を構成する石の保存

環状列石を構成する石は本史跡の本質的な価値を構成する要素のうちでも最も中核的なものであり、石自体とその配置のあり方を将来にわたり保存することが優先される。そのため、前節の適切な被覆により石の一部を観覧できなくなる事は止むを得ない。特に、石の根元部分の被覆には配置のあり方を保全するため適切な措置を行う。

まず現状での風化状況の調査を行う。調査は、担当職員が石材の保存に関する専門家の指導のもとに石の割れ・ヒビの有無等の状態を記録したうえで強化剤、撥水材の塗布や割れ・ヒビの接着等の手法による保存整備の措置を設計・実施するが、風化・崩壊の進んだ石の露出を強いて継続することは避け、現地での被覆保存が困難な場合は精密な記録の上で本来の石を撤去・屋内保管し、同様な質・形状の石材で置き換えることを含めて検討する。これまでの環状列石を構成する石の3次元測量成果や石材・状態等を記録した台帳に整備内容も含め、基礎資料として今後の保存処理の追加等の保護対策を実施していく。

また、石の保存では石表面の凍結・融解を避けることが重要であるため、石付近の遺構面被覆にあたってはシート等による冬季養生（概ね10月後半から4月の間）を行うことを前提に考え、シート被覆により枯れる可能性のある植栽ではない素材・手法を検討し、例えば改良土のような自然系舗装等で石の周囲や根元を覆うことで石を固定し、移動・変動防止の措置を行う。



第 60 図 ヒビが見られる石 (No.15)



第 61 図 改良土による被覆（史跡小牧野遺跡）

（３）地下遺構

当初指定地区以外は、厚い火山灰層により遺構が保護された状態にあり、基本的には現状を維持する。風当たりの強い台地地区では、遅くとも令和6～8年度にかけて展望デッキ・園路の実

施設計を実施するのに先立ち、過去に植林され樹勢の衰えた植木を中心とした伐採を進め、倒木による地下遺構の攪乱を防ぐ措置をとる。主な伐採範囲は第 66 図に示す。

3 修復に関する計画

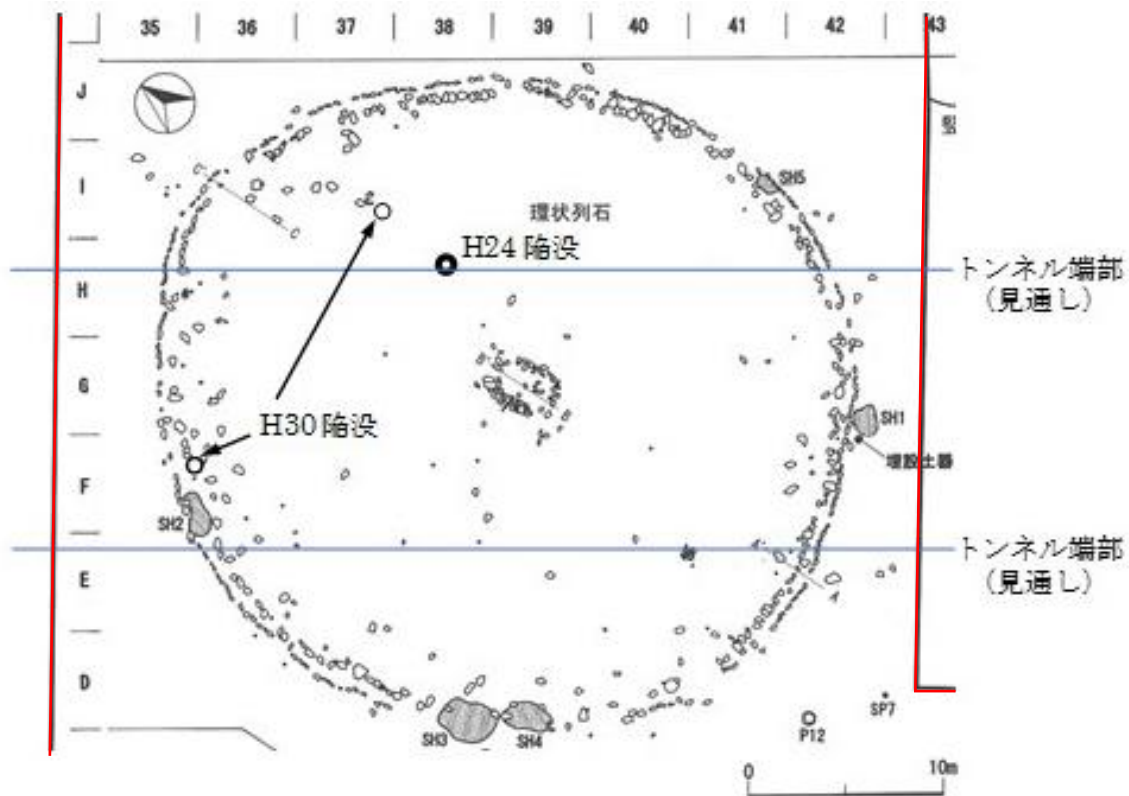
平成 24 年に環状列石内で確認された陥没（口径 40 cm、深さ約 2 m）は、トンネル函体の端部に位置するとともに函体上部まで達しているが、その断面確認作業坑も含め土嚢で埋め戻し地表を養生している（第 62 図）。これは地下空洞の変化等を確認したうえ地山である火山灰性粘質土の透水状況等に近い土質で埋め戻したのち被覆工を行う。さらに平成 30（2018）年に確認された 2カ所の小さな陥没（口径 5 cm、深さ 15 cmほど）は、山砂を詰めてシートで覆っているが、その後の広がりは見られないため、現状の上に被覆工を行う（第 63 図）。陥没位置を第 64 図に示す。



第 62 図 H24 年の陥没調査状況



第 63 図 H30 年の陥没（西側）発見状況



第 64 図 環状列石内の陥没位置

4 動線計画

(1) 当初指定地区の公開部分までの動線

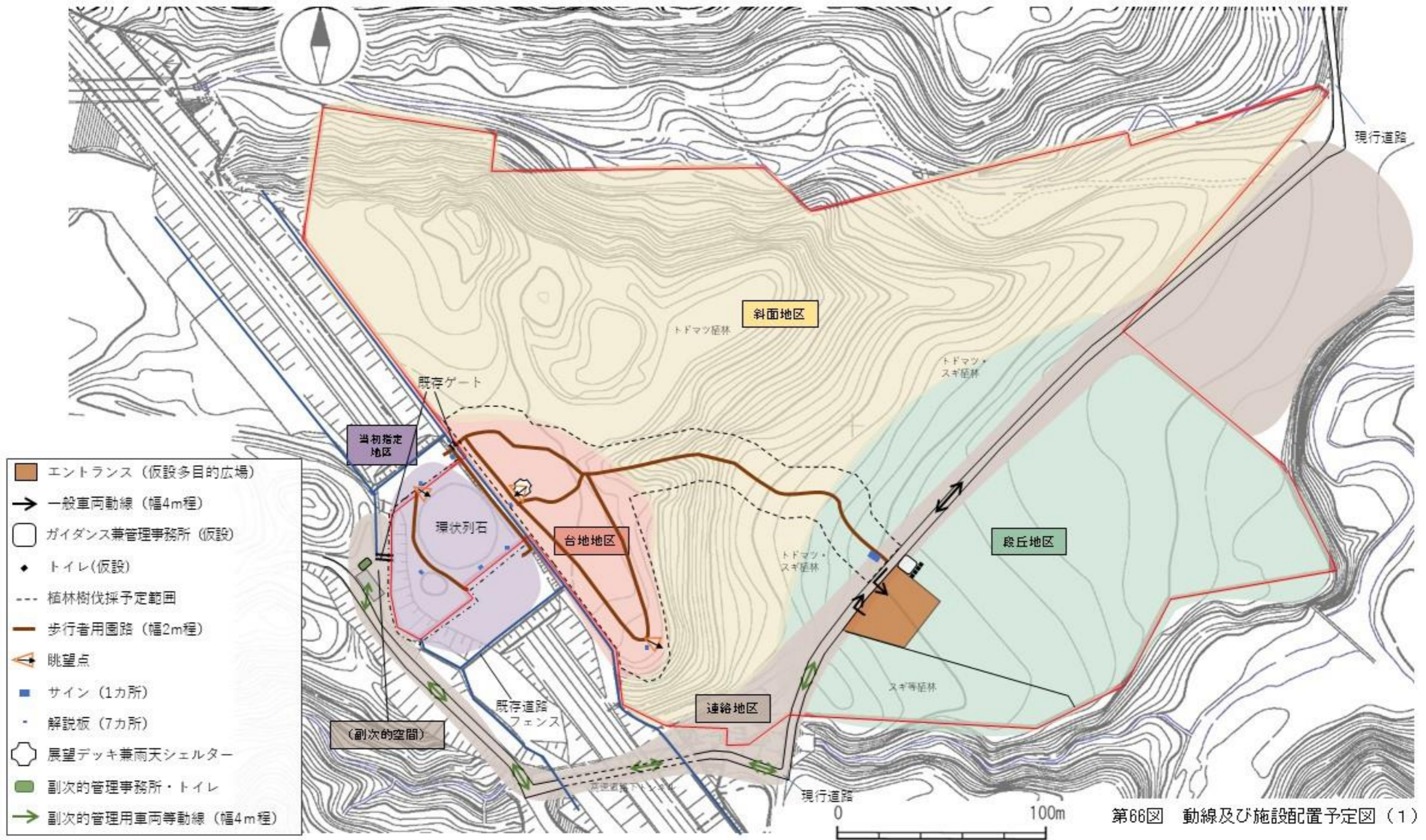
史跡へは主に自動車での来訪が想定される。国道から指定地域に至る町道は対向車のすれ違いが困難であり、見通しの悪い地点等に標識や仮設信号等、公開期間に必要な交通安全設備の設置を図る。この区間の町道上で片側交互通行措置が必要な区間は2区間程度と想定される(第65図)。



第65図 鷲ノ木遺跡までのアクセス

(地図は国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したもの)

段丘地区のうち、当初指定地区に近い位置にエントランスとなる多目的広場を設置する。そこから斜面地区・台地地区を経由する歩行者園路を整備し、当初指定区域までの主要な動線とする。斜面地区の勾配のある部分等には、比較的勾配を緩やかに設けることや自然素材を利用した木材等による休憩施設や自然系舗装の利用を検討し、来訪者の利便性に配慮する。なお、歩行の不自由な来訪者のためには管理用を兼ねて当初指定地区南西側の道路区域ゲートまで車で乗り付ける副次的動線も設定し、駐車場所と当初指定地区との間の段差を安全に乗り越えるようスロープ等を検討し、整備する。以上の指定地域内施設の位置・規模等は第66・67図に示す。



第66図 動線及び施設配置予定図 (1)

(2) 当初指定地区の動線

当初指定地区は道路区域であり、立入には道路管理上の問題を伴う場合がある。少なくとも現地には管理・案内人等を配置してその立会での見学を原則とし、管理・案内人不在の際は道路区域との北側及び西側（第 49 図）境界ゲートを閉鎖する。

当初指定地区内は、遺構の踏み荒らし等を避けるため、園路を整備する。園路は、令和 4 年度に実施する確認調査による知見を踏まえて遺構の保護を図ることを条件に可能な限り回遊形式の動線を採用する。当初指定地区の地形復元範囲は見学のための滞留空間とし特に動線整備を行わないが、見学者が園路に導かれるよう指定地域との境に柵等の整備を検討する。

また、管理・案内人不在の際の来訪も考慮し、台地地区の道路区域に面した部分に環状列石見学の展望デッキ兼雨天シェルターを整備する。展望デッキから環状列石を見た方向、環状列石の西側から駒ヶ岳を見た方向等は、当時の景観の理解につながる眺望点であることを考慮した動線とする。以上の動線計画の概要を第 66・67 図に示す。

5 地形造成に関する計画

当初指定地区におけるトンネル耐荷重の制限等もあり、遺構保存のために必要不可欠な被覆工を除き、特段の地形造成は予定しない。

ただし、当初指定地区内で道路区域の外縁に生じている 1 m 以上の段差（第 68・69 図）は環状列石や「竪穴墓」など主要な遺構に接しており、その恒久的な保持が遺構の保存上も重要な課題である。現状に近い土嚢積みによる段差保持を継続せざるを得ないと想定されるが、土嚢積みの内部に杵やアンカーを設置するなど、より堅牢な保持方法を設計し、段差保持工の更新を行う。



第 68 図 環状列石東側段差保持状況



第 69 図 環状列石西側段差保持状況

6 遺構の表現に関する計画

本計画期間に表現を図る遺構は当初指定地区の環状列石（第 16～21 図）と「竪穴墓」（第 22～27 図）である。ただし、被覆・排水工等設計のための情報を収集する遺構確認調査でこれ以外の地下遺構が確認された場合は別途検討し、必要な範囲で表現を図る。

複製遺構を整備する場合には可能な限り自然の石や復元的手法で製作した土器などを使用し、複製であることを明示する。

（1）環状列石

被覆工設計前に中央配石ほか環状列石周辺部の発掘調査を令和 4 年度に行い、整備のための情報を得たうえで複製表現や遺構解説板に適切に表現する。

また記録保存の過程で現地から失われた埋設土器、砂利集中など元来環状列石に付随すると思われる遺構については被覆の上に複製等により表現する。第 67 図に位置を示す。

（2）「竪穴墓」

確認されている 2 基の「竪穴墓」は、被覆表面の処理方法（竪穴内に芝を張らず、竪穴周囲の堀上げ土の高まり、土壇墓上の落込み・土盛りを表現するなど）の検討を通じ、遺構保存への影響がない範囲で竪穴の範囲やその内部にある土壇墓の表現を図る。第 67 図に位置を示す。

7 修景および植栽に関する計画

（1）伐採

伐採は、広葉樹を主体とした地域の自然植生に近い景観の創出につなげるため植林されたトドマツを中心に実施する。倒木・落枝による来訪者への危害回避と遺構や園路・道路構造物等への影響の排除、さらには史跡から見える駒ヶ岳等の眺望を確保することから、範囲は遺構公開部分への導線となる斜面・台地地区の園路沿い、及び台地地区の眺望点付近（第 66 図）を中心とする。

（2）植栽等

遺構公開部分の被覆の上面には風雨の影響軽減や温度変化の緩和のため客土上に地被植物であるノシバ等の芝張り等を検討する。ただし、冬季養生に際してシート等で覆われる配石の周囲、「竪穴墓」の構造表現部分等の例外を考慮する。

当初指定地区内、道路区域の外縁における段差保持工の更新に当たっては、表面に植生土嚢を使用するなど人工的な景観の緩和のための配慮を検討する。

道路管理者と十分な協議を行ったうえで、道路区域内の地形復元範囲（第 33 図）とトンネル開口部を区画するフェンス付近（第 54・55 図）に修景・騒音緩和を趣旨として植栽を行うことについて

ても検討し、高木になる樹木種を避ける等、考えられる可能な範囲で実施する。植栽の範囲等を第 67 図に示す。

8 案内・解説施設に関する計画

(1) サイン・解説板等

段丘地区の多目的広場に接する園路始点付近に遺構や施設の位置関係・配置を示すサインを整備する。サインは、現在の環状列石の西側にあるゲート付近の説明板（第 49 図）のように団体等の多数の来訪者が同時に見られる大きさを考慮する。また、デザイン等は来訪者の理解促進に効果的であることを求められるが周囲の環境との調和にも配慮する。

解説板は台地地区の眺望点付近に 2 か所、当初指定地区の園路沿いに 5 か所程度を整備し、来訪者が遺跡の構成及び各遺構の内容を理解できるよう効果的な情報の提供を図る。台地地区では眺望と合わせた環状列石等の立地や概要的なこと、台地地区の環状列石以外の遺構等のこと、当初指定地区では環状列石の構造等のこと、埋設土器等の付随遺構のこと、環状列石と景観のこと、「竪穴墓」1・2 号の概要や調査状況のこと、を解説する。

サイン・解説板は日本文と英文の併記とする。位置は第 66・67 図に示す。

(2) 案内人配置等

公開期間の 9～16 時には 1 名以上、繁忙期の週末には 2 名を目標に、史跡の内容を解説できる管理・案内人を仮設管理施設に配置する。管理・案内人は十分な研修等を行うとともに職制上の位置づけ等も検討する。また、来訪者の史跡内容理解を助けるパンフレットを日本文と英文で作成し、仮設ガイダンス施設・展望デッキ兼雨天シェルター等に備え付け配布する。

9 管理施設および便益施設に関する計画

(1) 管理施設

公開期間中は段丘地区の多目的広場・園路入口に近い位置に仮設で 10m 四方程度の管理施設を設置し、史跡の維持管理作業と来訪者対応を行うガイダンス施設を兼ねた管理・案内人の活動の拠点とする。施設には発電機を設備するなど、町教委担当課等関係先との連絡通信が常時可能な環境を整備する。

また、当初指定地区南西側の道路区域ゲート付近指定地域外（町有地）において、公開部分から見えない位置に副次的な 5 m 四方内の管理施設を設置し、管理・案内人の休憩や公開部分の維持管理のために必要な土嚢や刈払機等の機材の収納の機能等を持たせる。

以上の管理施設は第 66 図の位置を想定する。

(2) 便益施設

多目的広場に接した仮設管理施設は公開期間における来訪者のため休憩場所・仮設トイレ・手洗いの施設等を備える。休憩場所は管理施設内の空間を利用し、トイレは男女2室ずつの計4室と付随して簡易手洗いを1カ所に置く。

また、これらの便益施設は主要な遺構公開部分から、やや勾配のある斜面を通り徒歩5分程度離れた場所にあることを考慮し、台地部分に整備する展望デッキ兼雨天シェルターの覆いの下には史跡の案内パンフレットの配置やベンチを設けるなど短時間の休憩所としての機能を持つ便益施設を整備する。

展望デッキ兼雨天シェルターの設置に必要な基礎部分は遺構面に及ばないように表土及び火山灰中に留める。またその頂部が環状列石遺構面より3m程度高くなる可能性を重視し、設計に際しては環状列石側からの景観をシミュレーションして史跡への視覚的影響の軽減に務める。

当初指定地区南西側ゲート付近の副次的管理施設にはトイレを設置し、管理・案内人と来訪者の使用に供する。



第70図 管理施設（史跡キウス周堤墓群）



第71図 展望台（史跡大湯環状列石）

10 公開・活用およびそのための施設に関する計画

現地には恒久的な電気・上下水道施設の整備も及んでおらず、指定地域に接した適切な用地を直ちに用意することが困難であることから、本計画期間には現地に公開・活用のための恒久的な施設を整備しない。しかし、史跡に接した恒久的なガイダンス施設に求められる機能・設備等についての調査検討を当整備とともに進める。現状では、史跡の北東側に続く低位段丘の平坦面が候補地であるが、町有地はごく一部に限られている。

このため、森町市街に接して所在する町教委が管理運営する森町遺跡発掘調査事務所には引き続き史跡のガイダンス施設としての機能を維持し、史跡現地の公開を休止する冬季を含め恒常的

に史跡の価値・内容の理解を助ける画像・映像資料や出土品の展示とその解説を行う。

本計画期間には、史跡へのエントランスに見学会や体験学習会等の行事会場を兼ねた仮設の多目的広場を設置し、来訪者とりわけ地域の住民に対して史跡の価値を理解するための機会を提供する。広場は連絡地区に隣接した段丘地区の比較的平坦な場所に仮設管理施設・トイレ等に隣接しておよそ30m四方を範囲とする。

11 周辺地域の環境保全に関する計画

(1) 環境保全目標の明確化

「保存管理計画」第4章第1節において、景観上の影響を含めて史跡の保全に影響を与える周辺地域の範囲を定義し（第14図）、同第2節でその構成要素を整理している。史跡の価値及び保存活用に関連する要素を維持改善し、関連しない要素の影響を軽減するために、同第6節では「条例整備もさることながら、史跡周辺地域にふさわしい環境・景観とは何かという明確な目標を示し、それを関係者と共有することが重要であるとした。

本計画期間中に環境保全目標の明確化を図り、令和9年度（策定後10年）をめどとする現行保存管理計画の改訂（保存活用計画策定）に際して計画中に明示する。

(2) 環境保全のための体制整備

「保存管理計画」第6章2節で指摘した「高速道路の管理に携わる現地事務所や、環境・景観・観光行政等を所管する道・町の部局、周辺地域の土地所有者・用益者などから構成される史跡の保存管理のための連携体制」を令和4年度に設立し、引き続き体制の充実を図りながら上記環境保全目標の明確化にかかる情報共有と議論を行う。

町教委はこの連携体制の事務局として、保全目標明確化の中心となる整備委員会との連絡調整を図るとともに、連携体制における議論の内容を本計画期間中の整備事業に反映する。

(3) 高速道路交通の影響軽減

「鷲ノ木遺跡トンネル」出入口付近から発する通行車両の音響は、深刻というわけではないが、他に人工的・現代的な騒音のほとんどない環境の中では史跡の活用推進に与える影響が大きい。本章7節でも示したように、植栽等を通じた影響軽減の可能性について道路管理者と協議を進め、可能な範囲で実現を図る。

12 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

(1) 町内の文化財等との関連

近代以前の地域の植生を残す北海道指定天然記念物「茅部の栗林」は、縄文時代に人が利用する目的で本州から移入された栗の後裔にあたると考えられる樹林であり、近代に地元の天然栗材を利用して建設された港湾施設「森栈橋跡」などとともに地域住民や来訪者に向けてその内容と価値を解説するよう配慮する一方、本計画期間中に天然記念物の現地にも史跡や縄文時代との関係を解説する解説板を整備する。

また、近年「茅部の栗林」では高齢樹の枯死が次第に進む一方で後継樹の育成ができていないなどの課題が生じていることから、栗林の円滑な更新に関する調査研究を鷲ノ木遺跡の植生管理事業と併せて行うなど、関連文化財管理のための経験共有を図る。

(2) 隣接地域の文化財等との関連

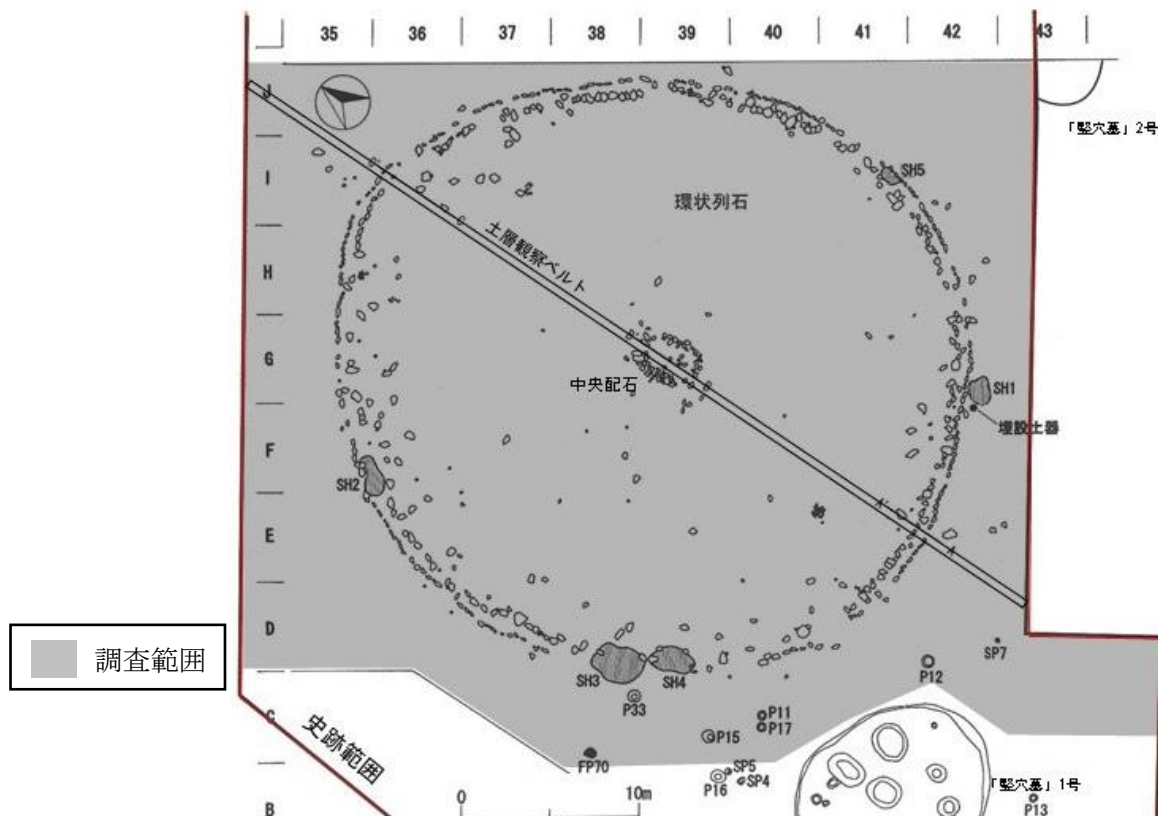
「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産である史跡「大船遺跡」・「垣ノ島遺跡」（函館市）・「入江・高砂貝塚」（洞爺湖町）・「北黄金貝塚」（伊達市）や、重要文化財「北海道コタン温泉遺跡出土品」（八雲町）など、隣接地域の縄文時代の文化財との関連を示すことは鷲ノ木遺跡の価値を説明し住民や来訪者に啓発するうえで非常に重要であると考えられ、整備事業の各局面の中でこうした町外の文化財との関連の表現・解説にも十分留意していく。

特に、世界遺産構成資産との連携は来訪者数の増加をはじめ活用推進のうえで大きな効果の発揮が期待されることから、道外のものを含む構成資産の整備活用の状況に十分注意を払うとともに、「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」への参画を通じ情報発信等の共同事業に取り組む。

13 整備事業に必要となる調査等に関する計画

(1) 遺跡・遺構調査

鷲ノ木遺跡では、史跡の価値を構成する最も枢要の遺構である環状列石とその周囲の遺跡は現状保存の検討が始まった時点で調査を停止しており、本章2・4・6節でも触れたように当初指定地区の適切な整備推進のため発掘調査の追加が求められることから、調査結果を踏まえた設計・実施等に必要な期間も考慮して令和4年度に調査を実施する。ただし、史跡の本質的価値を構成する遺構を後世に伝えるため、遺構の調査は必要性を慎重に判断しつつ、確認の目的を常に明確にしながらかその目的の範囲内で実施する。調査は園路整備及び排水・被覆工の検討に必要な環状列石の内外、すなわち当初指定地区のほぼ全域を対象に面積の10%程度のトレンチを掘開し遺構確認を行う（第72図）。



第 72 図 整備設計のための発掘調査範囲

また、本計画期間中に実施しないが、今後の整備推進に向けて指定地域内外で必要となる遺跡・遺構調査の内容について整備委員会等で検討する。指定地域内では上毛無沢川沿いで多数の遺物が確認された段丘地区を中心とした範囲、指定地域外では高速道路より南西の、環状列石が位置するのと同じ段丘面を中心とした範囲が考えられる。

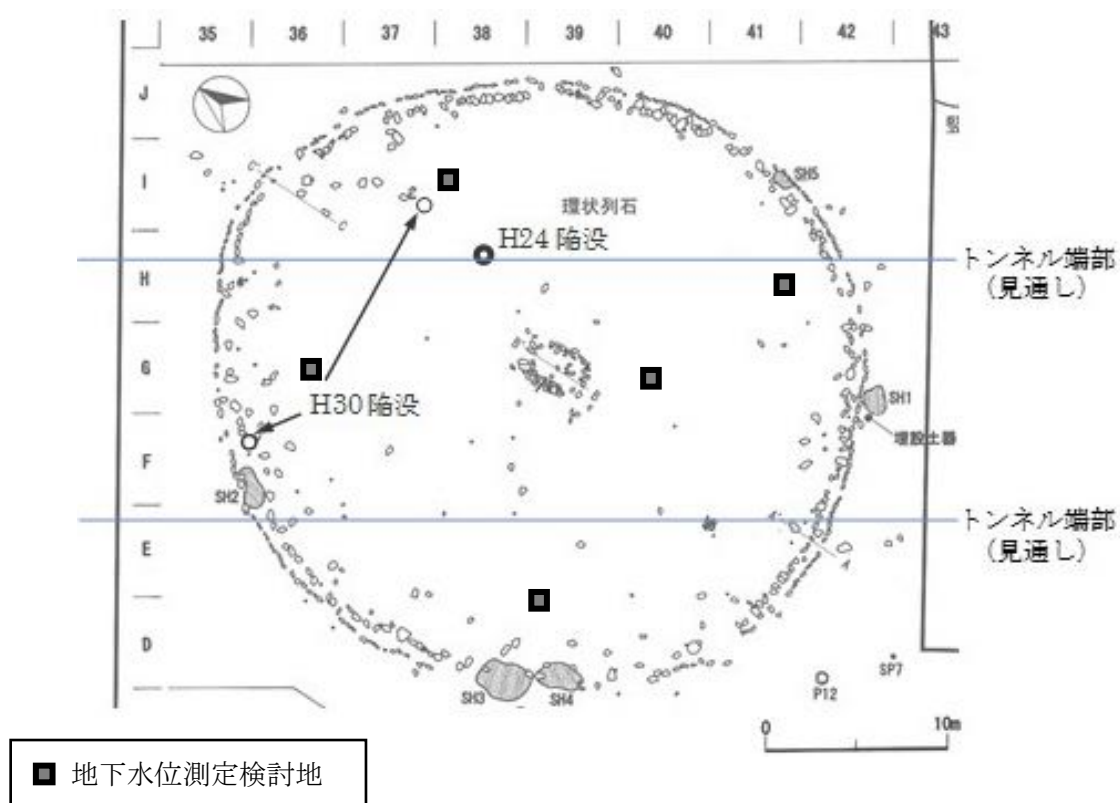
(2) 環境等調査

本章 2 節で触れたとおり、当初指定地区の遺跡を恒久的に保存するためになお地下水位の変動等に関する調査が必要であり、整備内容設計の与件ともなることから令和 4 年度に実施する。調査は、年間を通じて環状列石の地下に浸透する雨水や融雪水の水位変動をボーリング孔内で計測する。測定地点は、トンネル函体との位置関係や台地地区からの差し水等の影響の有無を考慮し、4～5カ所程度を検討する。詳細な地点は、環状列石や畔の位置とボーリング機械の運搬・設置手段を現地で確認しながら史跡保存への影響を及ぼさない位置で計測する（第 73 図）。

また、指定地域の全域を通じて植生調査を実施し、これを踏まえて植生管理計画を策定したうえで整備を通じて実現していく必要があることは保存管理計画 4 章 4 節で指摘した。本計画期間中は、台地・斜面・段丘地区に展望デッキや園路の設置を計画する前年度の令和 5 年度までに、整備対象となる範囲を中心に植生調査を推進し、本章 7 節で示した伐採・植栽等の実施にあたって

今後、次期整備に伴い策定される植生管理計画との整合が図られるよう留意する。

さらに、本章 7 節・11 節で触れた高速道路交通の影響軽減の措置を検討する際にも、必要な騒音調査等を実施する。



第 73 図 地下水位測定調査範囲

14 公開・活用に関する計画

(1) 公開範囲

整備の進展までの期間は、原則として見学会形式により日時と参加者を限定して公開する。当初指定地区を早期に整備公開することは道路管理者との合意事項である一方、台地・段丘・斜面地区は山林または原野の状態であり、周囲の山林や河川とも明確な境界はなく、来訪者の安全や隣接地の管理権限に十分配慮し、本計画期間での整備完了後、整備範囲に限定した継続的公開を行う。

(2) 公開期間

当初指定地区は冬季に除雪することは遺構の保存にとって好ましくなく、連絡地区の除雪も現状ではなされていないため公開は季節を限定する。これに加え、越冬養生（10月後半に作業）と

雪解け後の施設点検・補修などの作業期間（4月）を考慮すると、公開開始は概ね4月後半から5月、公開終了は10月中頃が考えられる。

（3）管理・案内体制の整備

本章4節・8節でも触れたとおり公開と活用にあたり人員配置は極めて重要である。解説板の設置等だけでは史跡の内容と価値を十分に伝えることはできず、ガイドの果たす役割が大きい。また、史跡内外の状況を常に把握し、来訪者の安全と施設・植生等の維持を図る管理者も不可欠である。

こうした要員の養成と配置を施設整備と並ぶ整備事業の中心として位置付け、計画的に実現する必要がある。また、本章9節で述べた管理のための施設はこうした要員の活動の拠点として整備事業後の公開よりある程度先行して整備する。

15 管理・運営に関する計画

（1）管理団体の責務

森町は史跡の管理団体として、適切な整備の実現と整備された施設等の維持管理に主体的に取り組まなければならない。史跡の継続的公開に合わせて史跡公園に関する町条例を定め、町立施設としての位置づけを明確にするとともに、町教委への史跡公園管理主任職の設置等、史跡の公開活用に関する基本的事項を明示し、必要な経費の措置に努める。

平成30年3月に策定した保存管理計画も整備の進展に合わせて必要な修正・追加を行ったうえ、策定後10年が経過する令和9年度を目途として新たに保存活用計画として策定し、文化財保護法に基づく文化庁長官認定を受け、より主体的かつ効率的な管理の実現を図る。また、保存活用計画の策定・認定に先立ち、まず北海道教育委員会から史跡の管理に関する事務権限の委譲を受け、軽微な現状の変更を町教委で許可し整備事業をより円滑に推進できる条件を整える。

また、本章14節で言及した史跡の案内・管理要員は管理団体の責務を日常的に実行する立場にあることから、町はその職制上の位置づけと待遇、資質の向上等に関する適切な配慮を行う。

（2）関係者との協調

本章14節で言及した活用の推進や同11節で指摘した周辺環境の保全のためには、様々な立場で史跡の保存活用にかかわる関係者との十分な合意形成と協力関係の構築が不可欠である。こうした協調の場においては町教委も関係者の一角の立場であるが、協調の目的が文化財の保護にある以上、史跡の保存活用の連携体制においても、町教委が事務局の役割を果たし、史跡公園管理主任を中心に文化財保護の趣旨の説明に努めつつ、この目的に沿った協調が実現するよう積極的に努力する。

なお、史跡の中心的価値を構成する遺構の保存は高速道路の維持管理に直接に依存しており、周辺地域においても高速道路が史跡の保存管理に与える影響は大きい。森町が道路占用許可を得て管理している史跡指定地域と高道路地域の重複部分（当初指定地区）については、日本高速道路保有債務返済機構と東日本高速道路株式会社の理解・協力なしに史跡の適切な保存管理はあり得ず、ここまでに述べた各種整備事業の実施にあたり道路管理者との周到的な合意形成に配慮する。

第3章4節、本章12節で触れたように町外の文化財とも有機的な関連を保って整備を推進するうえでは、鷲ノ木遺跡個別の関係者を越えた範囲での連携も重要である。町教委は「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」など広域の団体への参画を通じ、広い視野で史跡の保存活用のための情報や事例の収集に努めるとともに、鷲ノ木遺跡の保護を国民の文化的向上、世界の文化的進歩という文化財保護法の趣旨に合致させることを目指す。

16 事業計画

前節までに示した個別の整備計画について、5年間で行う順序や期間を次に示す（表5）。

【令和4年度】当初指定地区の遺構の保存にあたり基本設計作成に必要な環状列石周辺の遺構調査、地下水位変動調査、環状列石や陥没状況の現況確認を行う。

【令和5年度】基本設計を作成した後に当初指定地区における遺構面被覆・環状列石保護措置及び複製・遺構表示・園路と保護柵の整備の実施設計を行う。台地・斜面地区の植生調査を行う

【令和6年度】環状列石と「竪穴墓」周辺の遺構面被覆、複製遺構や遺構表示等の整備、配石の強化剤・撥水剤の塗布等の保存修復、道路区域外縁の段差保持工の更新を行い、園路と保護柵の整備を行う。台地地区の展望デッキ、段丘地区の多目的広場（仮設）、連絡地区の副次的駐車場・スロープの実施設計を行う。

【令和7年度】台地地区に展望デッキ、段丘・連絡地区に多目的広場（仮設）、連絡地区に副次的な駐車場と管理施設、スロープを設置する。次に段丘地区から当初指定地区までの園路や遺跡概要サイン・解説板の実施設計を行う。

【令和8年度】段丘・連絡地区から当初指定地区までの園路とサイン・解説板の整備を行い、整備事業報告書を作成する。また令和8年1月26日に最初の史跡指定から20年を迎えるため、本年度に史跡指定20周年を記念した事業を展開し、翌年度の公開に向けたPRを行う。

令和4年度から令和8年度までの当整備期間を通じて、遺跡見学会等による整備事業の公開、管理・案内人の養成、保存管理及び活用の体制整備等、史跡の保存活用と公開に必要な各種の周知や管理・体制の整備・運用を図る。

以上、5年間の当整備事業（1次）が完了した翌年の令和9年度には整備範囲の一般公開を実施するとともに、その後に必要となる次期整備を検討するため、史跡の保存活用推進に必要な事項の調査研究内容を整理する。これをもとに、ガイダンス施設や各地区・施設を連絡する管理道路の計画、遺構展示・野外広場の計画等を検討し、次期整備事業（2次・3次）を推進するものとする。

		当整備 (1次)					次期整備 (2次・3次)
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027～ (R9～)
設計	基本設計		○				
	実施設計		○	○	○		
当初指定地区	環境調査（地下水位）	○					
	遺構調査（環状列石）	○					
	現況確認（環状列石・陥没）	○					
	遺構面被覆（芝張り・排水等）			○			
	環状列石保護措置（強化・撥水・修復）			○			
	中央配石等複製			○			
	発掘区との段差保護（土嚢更新）			○			
	「竪穴墓」構造表示			○			
	園路と保護柵設置			○			
	解説板設置（5カ所）					○	
台地・斜面地区	植生調査		○				
	立木伐採（遺構保護・安全管理等）				○	○	
	展望デッキ				○		
	園路設置					○	
	解説板設置（2カ所）					○	
段丘・連絡地区	多目的広場（仮設）				○		
	立木伐採					○	
	遺跡概要サイン					○	
	園路設置					○	
	ガイダンス兼休憩所（仮設）						○
	副次的駐車場・管理施設・スロープ整備				○		
	整備報告書作成					○	
	1次整備の評価・2次整備の計画 （ガイダンス施設、管理用道路）						○
	2次整備の評価・3次整備の計画 （地下遺構展示、野外活動広場）						○

表5 整備事業計画

第6章 完成予想図

第5章までの計画を基にした当整備期間における整備の完成イメージを第74図に示す。



第74図 整備完成予想図（イメージ）

引用・参考文献

- 砂原町史編さん室 2000『砂原町史』第1巻通説編
- 文化庁文化財部 2006「新指定の文化財」『月刊 文化財』1月号
- 文化庁文化財部 2012「新指定の文化財」『月刊 文化財』9月号
- 文化庁文化財部記念物課 2015『平成26年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業
史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 森町 1980『森町史』
- 森町 2018『第2次森町総合開発振興計画』
- 森町 2011『森町統計書 平成22年度版』
- 森町 2020『森町統計書 令和2年版』
- 森町教育委員会 2008a『鷲ノ木遺跡』森町埋蔵文化財調査報告書 第14集
- 森町教育委員会 2008b『鷲ノ木遺跡—縄文時代後期前葉の環状列石と竪穴墓域—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第15集
- 森町教育委員会 2008『町内遺跡発掘調査事業報告書Ⅰ—鷲ノ木遺跡—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第16集
- 森町教育委員会 2009『町内遺跡発掘調査事業報告書Ⅱ—鷲ノ木遺跡—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第17集
- 森町教育委員会 2010『鷲ノ木遺跡Ⅴ—町内遺跡発掘調査事業報告書Ⅲ—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第18集
- 森町教育委員会 2011『鷲ノ木遺跡Ⅵ—町内遺跡発掘調査事業報告書Ⅳ—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第19集
- 森町教育委員会 2015『鷲ノ木遺跡Ⅶ—町内遺跡発掘調査事業報告書Ⅷ—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第23集
- 森町教育委員会 2017『鷲ノ木遺跡Ⅷ—町内遺跡発掘調査事業報告書Ⅸ—』
森町埋蔵文化財調査報告書 第24集
- 森町教育委員会 2018『史跡鷲ノ木遺跡保存管理計画』
- 吉本充宏・宇井忠英 1998「北海道駒ヶ岳火山1640年の山体崩壊」『火山』第43巻第4号
日本火山学会、137-148頁

史跡鷺ノ木遺跡整備基本計画

策定年月日 令和4年3月31日

編集・策定 北海道茅部郡森町教育委員会
〒049-2326 北海道茅部郡森町字御幸町 132
